

第五次南風原町総合計画 後期基本計画策定
第６回 南風原町まちづくり住民会議

日時：令和３年１１月１９日（金）１９時～

会場：南風原町役場 ３回庁議室

次 第

- １．開会
 ※委員出席と配布資料の確認
- ２．第５回まちづくり住民会議の議事要旨の報告について
- ３．第６回まちづくり住民会議の進め方について
- ４．後期総合計画策定へ向けた提案書のとりまとめ
- ５．その他
- ６．閉会

【配布資料】

- 資料－１ 第５回まちづくり住民会議 次第
- 資料－２ 第５回まちづくり住民会議の議事要旨と対応
- 資料－３ まちづくり住民会議 部会別名簿【第２回配布資料】
- 資料－４ 第２回まちづくり住民会議の進め方【第２回配布資料】
 ※基本的なグループ会議の進め方を参照ください。
- 資料－５ 第五次南風原町総合計画 後期基本計画（たたき台）【第２回配布資料】
- 資料－６ 後期基本計画策定に向けた施策体系と現状と課題の概要一覧【第２回配布資料】
- 資料－７ 後期基本計画策定に係るアンケート調査報告書 概要版【第２回配布資料】
- 資料－８ 「施策の展開」の施策内容の検討・提案シート【第４回配布資料】
- 資料－９ 総合計画 各年度目標値進捗状況一覧【第２回配布資料】
- 資料－１０ 後期基本計画策定への提案書の提出について

第 5 回 南風原町まちづくり住民会議の議事要旨と対応

■ 第 5 回南風原町まちづくり住民会議開催の趣旨

本住民会議は、第五次南風原町総合計画後期基本計画を策定するにあたり、総合計画に関する事項について町民の意思を反映することを目的とした会議です。

第 5 回では、部会別「施策内容」の検討・提案を行いました。その結果を以下に示します。

■ 開催概要

- ◆ 日 時：令和 3 年 11 月 5 日（金）19 時～21 時 00 分
- ◆ 場 所：南風原町役場 3 階庁議室
- ◆ 会議次第：1. 開会
 - 2. 第 4 回まちづくり住民会議の議事要旨の報告について
 - 3. 第 5 回まちづくり住民会議の進め方について
 - 4. 部会別「施策内容」の検討・提案
 - 5. 部会別「施策内容」検討結果の発表
 - 6. その他
 - 7. 閉会

◆ 配布資料：

- 資料－1 第 5 回まちづくり住民会議 次第
- 資料－2 第 4 回まちづくり住民会議の議事要旨と対応
- 資料－3 まちづくり住民会議 部会別名簿【第 2 回配布資料】
- 資料－4 第 2 回まちづくり住民会議の進め方【第 2 回配布資料】
- 資料－5 第五次南風原町総合計画 後期基本計画（たたき台）【第 2 回配布資料】
- 資料－6 後期基本計画策定に向けた施策体系と現状と課題の概要一覧【第 2 回配布資料】
- 資料－7 後期基本計画策定に係るアンケート調査報告書 概要版【第 2 回配布資料】
- 資料－8 「施策の展開」の施策内容の検討・提案シート【第 4 回配布資料】
- 資料－9 総合計画 各年度目標値進捗状況一覧【第 2 回配布資料】

■ 議事要旨

- 1. 開会
- 2. 第 4 回まちづくり住民会議の議事要旨の報告について
事務局より、資料－2 を用いて概要を説明した。
- 3. 第 5 回まちづくり住民会議の進め方について
事務局より、資料－8 を用いて概要を説明した。

4. 部会別「施策内容」の検討・提案

【まちづくり目標3 ちむぐくでともにつくる福祉と健康のまちの施策内容】

◆3-1-1 ともに支え合えるまちづくりの推進

- 福祉関係団体だけではなく、一般企業（飲食店など）とも連携する
- 町のアピールの為に「壁画プロジェクト」を計画し、子ども達に作業の手伝いをさせる
- シルバー人材センターの設置で、高齢者の健康づくりや、町民の日常の困り事の相談等、町が社会福祉協議会のまちづくりサポートの強化
- 息の長いボランティアの育成が必要、ポジティブに捉えて活動する

◆3-1-2 相談対応の充実並びに各種制度の周知

- 社協や役場の相談員の継続雇用（5年で雇用終了となるため）
- 民生委員・児童委員の活動内容やその必要性について、町民に広く理解を求める工夫をして、住みやすいまちづくりをする
- 福祉関係に関しては、個人情報守秘義務の扱いについて検討し、支援の手が届くようにする
- 地域における民生委員・児童委員の担い手不足。自ら手を挙げ辛いので、字単位で推薦していく

◆3-1-3 ふれあい・交流・活動の場や機会の充実

- 小地域における福祉活動は、町民全体の福祉活動の充実、人材の確保や組織体制の強化の支援を行うことで継続、発展を図る
- 2年にわたるコロナ禍により養成講座が開けない。常日頃から関係者が人材発掘に心掛ける

◆3-1-4 権利擁護等に関する制度の利用促進

- 「権利擁護週間」などを作って、人権について知ってもらう機会を作る
- DV・虐待についての周知。周りの人がDV・虐待に気づき通報できるように周知する
- 相談窓口の認知がなされていない。公用車を用いて広報活動をする事で、周知徹底に繋げる（定期便だと効果大）

◆3-1-5 新たな「施策の展開項目と内容の提案」

- 施策（3）ふれあい・交流・活動の場や機会の充実
 - （追加提案） ボランティア養成講座の充実により、意識の啓発
 - （提起） 講座を受講するも、実践活動に結び付かないのはなぜ？
 - （提案） 講座が難しいと感じ、気後れするのでは。もっと実践的なカリキュラムにして、即活動に繋がらないか、また意識の啓発も重要

◆3-2-1 生涯にわたって健康づくりに足り組める体制の整備

- 町内の各団体と連携して、身体づくりコンテスト等のイベントを開催し、町民の健康づくりを図る
- 生涯スポーツを活用したスポーツ大会の実施
- 公共施設の健康器具の使用にコロナ禍の影響が大きい。土・日・祝日は利用できず、平日はPM5時までと、仕事をしている中高年層の利用ができない。自由な活用が待たれる

◆3-2-2 予防活動の推進

- 小・中学校で生活習慣病についての学習会を実施
- 各字、老人クラブ、女性会などへの生活習慣病の講習会等を粘り強く継続開催して、生活習慣病の予防に努める
- 桁下パークゴルフ場や津嘉山パークゴルフ場の活用によって、町民の健康づくりに努める
- 黄金森陸上競技場等を活用した、ウォーキング教室等を継続的に開催して健康な身体づくりを図る
- 特定健診受診率向上の為の周知。ポイント付与の拡充
- 町健診の受診率が悪いのは、毎回の病気報告があり、煩わしく感じるから。また、結果説明会の予約が健診後あり、耳が痛い予防策の提示がある為ではないか？「国保加入者のみ」なのも疑問

◆3-2-3 新たな「施策の展開項目と内容の提案」

- （１）生涯にわたって健康づくりに取り組める体制の整備
（めざす姿）公共施設等を活用した健康づくり環境
（現状と課題）限られた時間利用の為、器具の無駄が目立つ。マッサージ器具が有料（15分200円）
な為、経済的に負担
（施策内容の提案）平日PM9時までの使用や、週末のPM5時までの使用可能や、ワンコインの100円なら利用しやすいと思う

◆3-3-1 待機児童の解消

- 施設の充実、保育士の確保等、保育環境の充実を図り、待機児童の解消に努める
- 保育施設の充実。地域の公民館や児童館を利用して、異年齢集団で集いの場を作る工夫（学童クラブのような）

◆3-3-2 各種保育サービスの充実

- 子どもを産んで、働き口を探すまでのサービスの充実（働いていないと保育園に入れきれないけど、子どもがいながら働く場を探すのは難しい）
- 週一で時間制限がある子育てサロンだけでなく、遊び場として集える公園が各字にあれば保育しやすい

◆3-3-3 安心して子どもを生み育てるための支援の充実

- 町社会福祉協議会が実施しているファミリーサポートを充実強化して、家庭における保育の負担を軽減する
- ファミリーサポートセンターの有効活用（お試しチケットなどの配布）
- 通院・入院の無償化は子育て世代にはありがたい。女性健診の重要性の周知。

◆3-3-4 子どもが安全・安心に過ごすことができる居場所づくり

- 学童保育の充実を図り、放課後の子どもの安全・安心な居場所を確保する
- 退職教員等を活用し、見守りをしながら勉強も見てもらえる居場所
- ドリームコートの有効活用（整備されていない所に公園みたいに遊具があれば、少しの雨も凌げるし最高！）
- 児童館や各地域の公民館を夕食時（7時～8時）まで開放する

◆3-3-5 貧困の連鎖防止

- 短期間でも親が働ける職場を確保し、貧困の脱却を援助する
- 採用募集状況の一覧表があれば就労に繋ぎやすい
- 箱物のお稽古事や塾に通えない児童・生徒に基礎学力だけは付けてあげたい。

◆3-3-6 新たな「施策の展開項目と内容の提案」

- （４）子どもが安全・安心に過ごすことができる居場所づくり
（追加提案） 児童館・学童クラブ等、身近な所に放課後子どもが遊び、学べる居場所がある
（課題） 児童館は、北宮平・兼城・本部・津嘉山のみで、遠い地域の子どもの利用が難しい
（提案） 地域の公民館の図書館等の開放（PM7 時頃まで）異年齢で集えば教え合う事もできる

◆3-4-1 障がい者（児）を支える体制の強化とサービスの充実

- 市内のバリアフリーの調査改善をし、障がい者も安心して住めるまちづくりをめざす
- 点字講習会や音訳ボランティア講習会を開催し、障がい者も充実して暮らせるまちづくりをめざす
- 障がい者やその家族が気軽に相談できる環境の整備
- 歩道の整備を進める
- 町社協の利活用、障がい者（児）への「おもいやりの心」の教育の徹底

◆3-4-2 高齢者を支える体制の強化とサービスの充実

- 居場所、交流の場に行くことができない（交通手段がない）高齢者への送迎サービス
- 要援護者台帳の整備と利活用
- ミニデイや高齢者サロンの充実、認知症の理解を深めるための普及・啓発

◆3-4-3 新たな「施策の展開項目と内容の提案」

- （２）高齢者を支える体制の強化とサービスの充実
（めざす姿） 高齢者が住み慣れた地域で活躍し、生きがいをもって暮らせる
（課題） 能力に長けている高齢者は多数いる。上手く利活用されていない
（提案） 社協で趣味の講座として書道や絵画教室等が持てると良い。ボケ防止にも繋がり、展示会へ足を運び、観て頂くのも良い

【まちづくり目標 5 みどりとまちが調和した安全・安心のまちの施策内容】

◆5-1-1 防災体制の強化と推進

- 各自治会で主催し、自治会と区民と協力し防災訓練の実施
- 各自治会での自主防災計画の奨励
- 南風原の全団体に防災体制を取ってもらう
- 地元の消防団活動が活発
- 地域ごとにテーマ設定し、行政も一体となり防災訓練を行う。できるだけ自主防災組織を立ち上げる
（※地域ごとに防災の課題が違う）

◆5-1-2 地域と協働した防犯・安全体制の確立と推進

- 子ども 110 番登録店舗のマップがある

◆5-1-3 減災のまちづくりへの取り組み

- 災害発生に応じたりスクによる対策を講じる

◆5-2-1 緑地の保全

- 民有地の開発に伴う町独自の指針作りの策定
- 緑地保全対象区内での個人墓の開発に伴う町独自の指針作りの策定

◆5-2-2 公園・広場の整備

- 集落内での字有地を利用したの小規模な公園整備（1字1公園・広場）
- 町角ミニ公園、全町公園化を目指す
- 公園に遊歩道を整備しウォーキング、散策、自然観察をできるよう標識も増やす

◆5-2-3 水辺空間の保全・活用及び水と緑のネットワーク

- 行政と企業とが連携し、南風原ダムを活かし、集客できるような水辺観光ドリームの再生整備（南風原、与那原、西原）
- 河川に位置する地域と連携し、継続的かつ定期的な維持管理（行政だけでは限界がある）
- 地域での河川維持管理協力隊の組織づくりと機運づくり
- 河川の水質調査を定期的に行い、子ども達が水辺で親しむ居場所づくり
- 字山川のある親水護岸の清掃（中学生、地域自治会）
- 水と緑の連なりによる多様な生態系の創出
- 学校教育の中で、地域の自然（水辺環境）など学ぶ時間を作り、子ども達（親）が河川に親しむ
- 水環境に配慮した水源涵養（カンヨウ）と河川の保全

◆5-2-4 個性ある美しい住環境の保全・創出

- 自然、利便性、快適性に配慮した質の高い住環境の創出

◆5-2-5 都市と農村の調和

- 新田園都市構想の導入と実現
- 市街地と農地の棲み分け

◆5-2-6 下水道整備の促進

- 生活排水及び産業排水の適正対策と処理

◆5-3-1 広域交通幹線軸と連携した町内道路交通ネットワークの整備

- 児童生徒達の目線による通学路の安心・安全の為に点検と、その整備に向けての計画立案
- 土地利用に応じた交通網の整備
- 車道、自転車道、歩道の適正配置
- 事故軽減の交通規制や交差点の改良
- 幹線道路の機能と地域、集落内道路を分け、地域内は自転車、歩行者が安全・安心して暮らせる道路形成にする

◆5-3-2 公共交通の利便性の向上

- 利用者ニーズに応じた利便性の高い公共交通ネットワークの構築
- 外来者や観光客なども利用しやすい公共交通の整備

◆5-3-3 公共施設等のユニバーサルデザインの推進

- 全ての歩行者が安心・安全で快適な歩行が可能となる環境整備（歩道・街灯）
- 現歩員の現況調査を行い、改築可能な歩道は歩行者が安心・安全な歩道に改善する
- 心や情報に関するバリアフリーの推進
- 高齢社会や、障がい者に対応したユニバーサルデザインの推進（利用の高い施設から）

【まちづくり目標 6 環境と共生する美しく住みよいまちの施策内容】

◆6-1-1 ごみ減量化に向けた取り組みの推進

- 食品ロス、ごみ減量に取り組む南風原町とアピールする
- 徹底したゴミの再資源化
- ゴミ分別の細分化と再資源化の流れをつくる

◆6-1-2 行政・町民等との連携による循環型社会の構築

- リサイクル料を数字にして、毎月町民に訴える
- 生産から消費、再利活用のサイクルを確立する

◆6-1-3 公害及び環境衛生等の対策

- 啓発と見守りの徹底
- 観測と原因追及による対策

◆6-1-4 環境保全の啓発と活動の推進

- 町民対象とした SDGs 勉強会、各種環境意識した取り組みをしている
- 環境学習の充実（子どもから大人まで）

【行財政計画の施策内容】

◆7-1-1 効率的な行政運営の推進

- PDCA（計画・実行・評価・改善）の考え方で、事業の効率を高める
- 「報告・連絡・相談」を徹底することで、業務の円滑な運営を促進する

◆7-1-2 健全な財政運営の推進

- 施設の維持管理を徹底して無駄な支出を抑え、健全な財政運営を行う
- 設計段階で維持費を最小限度に抑える設計をして、支出の軽減を図る

◆7-1-3 広域行政の推進

- 目的が重複する一部事務組合の統合

◆7-1-4 職員の人材育成

- 職員の資質や専門性を高める研修の充実により、町民と向き合い意見を取り入れ行政問題解決に積

極的に取り組む職員を育てる

○民間企業との人事交流

5. 部会別「施策内容」検討結果の発表

産業雇用等部会、自治等部会から検討結果が発表された。

6. その他

次回の住民会議は、11月19日（金）に決定した。

7. 閉会

■ 住民会議による施策の展開の提案内容

【まちづくり目標 3 ちむぐるでともにつくる福祉と健康のまちのめざす姿】

節	施策の展開	施策の展開の提案内容（赤字下線部分が提案内容）
1 節 ちむぐるで支えあう安心して暮らせるまち	（１）ともに支え合えるまちづくりの推進	① 対象者ごとに福祉を捉えるのではなく、「地域福祉」の視点をもって町民はじめ行政、町社会福祉協議会、<u>一般企業、その他</u>関係機関等のネットワークづくりに取り組むとともに、効果的な連携と協働による誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくりを推進します。 ② 町民が年齢、性別、国籍の違い、障がいの有無を問わず、互いに相手を認め合い、思いやる気持ちを持つとともに、つながり（絆）のある関係づくりに相互に支えあい・助け合う地域づくりを進めるため、交流活動等を推進します。 ③ 町民が自ら地域の福祉課題を知り、その解決に向けた地域福祉活動に主体的に関わるため、町民に対する福祉教育の推進及び地域社会への町民参加の仕組みづくりを推進します。<u>また、社会福祉協議会と連携し、シルバー人材の活用、ボランティアの養成・確保、ボランティアセンターの機能拡充を図ります。</u> ④ 地域の福祉ニーズの把握や要支援者への支援の充実を図るため、コミュニティソーシャルワーカーと各種相談窓口、福祉事業者等との連携・協力体制を構築します。 ⑤ 支援が必要でも自ら声をあげることが難しい町民をより身近な地域で受け止め、民生委員・児童委員はじめ各種関係機関や字自治会、商工業者等と連携を密にし、悩みなどを拾いあげる環境づくりを推進します。
	（２）相談対応の充実並びに各種制度の周知	① 各種相談業務については、地域の相談員である民生委員・児童委員をはじめ、児童家庭相談員、子育て支援センター、地域包括支援センター、町社協ふれあい福祉相談室及び障がい者相談を担うコミュニティソーシャルワーカーとの連携を密にし、町民にとって身近な相談機関となるよう取り組みます。<u>また、相談業務の実施にあたっては、広報活動の強化を図り、相談員の継続雇用、個人情報保護に配慮した上で相談窓口間の連携に努めます。</u> ② 支援を必要としている方に保健・福祉・医療に関する各種制度やサービス内容を適切に伝えるため、町の窓口体制や町社会福祉協議会との連携を強化します。また、これらの情報を幅広く発信するために広報誌やインターネットなどの媒体を積極的に活用します。 ③ 民生委員・児童委員の担い手確保に向けて、区長、自治会長、社協との連携で取り組むとともに、<u>民生委員・児童委員の活動内容や必要性について、町民への周知を図ります。</u> ④ 町民が抱える多様な福祉課題を早期把握・対応することで状況の悪化を防ぐため、町社会福祉協議会や関係機関等と連携を密にし、積極的なアウトリーチ※をととした実態把握及び相談支援体制の強化に努めます。

		⑤社会的孤立に関する状況把握及び沖縄県就職・生活支援パーソナルサポートセンター南部と連携し包括的な支援を実施します。
	(3) ふれあい・交流・活動の場や機会の充実	①自治会や町社会福祉協議会等と連携し、小地域 <u>福祉ネットワーク</u> （字・自治会）における町民福祉活動の周知並びに活動への参加促進についての広報啓発を充実します。 ②「子育てサロン」、「高齢者サロン」、「友愛訪問活動」など、町民主体の地域福祉活動の充実を図るため、人材の確保や組織体制の強化等を支援します。
	(4) 権利擁護等に関する制度の利用促進	①認知症や障がいなどにより判断能力が不十分な町民に対して、成年後見制度の周知及び町社会福祉協議会が実施する日常的金銭管理支援事業等とおして認知症や障がいがあっても安心して住みなれた地域で暮らし続けることのできる環境づくりに努めます。 ②高齢者、障がい者（児）、児童等への虐待及びDVの早期発見・早期対応を図るため、虐待に関する知識の普及とともに、相談窓口や通告義務について周知を図ります。 ③ <u>「人権週間」において、人権啓発活動を実施し、町民一人ひとりの人権意識の向上を図ります。</u>
2 節 健康づくりの推進	(1) 生涯にわたって健康づくりに取り組める体制の整備	①ライフステージごとの健康課題解決に向けて民生部や教育部など各関係機関で連携し、健康の自己管理能力を高めるための体制整備を進めます。 ② <u>健康づくりに効果的な身体活動・運動については、「ロコモティブシンドローム」予防知識の普及、ちむぐる館の健康増進室の利便性向上、黄金森陸上競技場等の公園・スポーツ施設の活用（ウォーキング教室等）を進め、健康増進運動習慣の向上を図ります。</u> ③ <u>町内の各団体と連携し、身体づくりコンテスト等のイベントを開催し、町民の健康づくりを促進します。</u>
	(2) 予防活動の推進	①生活習慣病等の発症予防と重症化予防を進めていけるよう、特定健康診査及びがん検診の受診率向上に努めます。 <u>また、小・中学校、各字、老人クラブ、女性会などで生活習慣病についての講習会等を粘り強く継続開催し、生活習慣病の予防に努めます。</u> ②健康的な生活習慣の確立、不適切な生活習慣の改善について、妊娠期から高齢期までの各ライフステージに対応した切れ目のない保健指導・栄養指導に努めます。 ③町民が健診結果等から自身の身体の状態を正しく理解することができるよう、家庭訪問や健康相談、健診結果説明会、健康教育など、多様な経路による保健指導・栄養指導の充実を図ります。 ④定期予防接種等の実施による感染症予防に努めます。
3 節 個性を伸ばし、豊かな心と	(1) 待機児童の解消	①新たな保育所の整備、保育所の分園や改築、 <u>保育士の確保</u> 、既存保育所定員の見直し等により、保育を必要とする需要に対して保育定員の確保を図ります。

健やかな体を地域と育む、学校教育		②小規模保育事業により、低年齢児(0歳～2歳)の受け入れ枠の確保を図ります。 ③公立幼稚園における複数年保育の実施、土曜日の一時預かりの実施など保護者ニーズへの対応を継続して行います。 ④認定こども園については、本町の保育・教育について総合的な見地から検討します。
	(2) 各種保育サービスの充実	①地域に暮らすすべての子育て世帯の支援を充実するため、地域子ども・子育て支援事業の各種事業について、ニーズに基づく見込み量の確保を図り、安心して子育てできる環境整備を進めます。 ②幼稚園教諭や保育士の研修、幼稚園教諭や保育士同士の交流、情報交換等を通じて、幼児期の教育・保育の質の向上を図ります。 ③子育て支援員を活用し、<u>保護者の求職活動中の保育など</u>、保護者の保育ニーズに沿った子育て支援サービスの提供を行います。
	(3) 安心して子どもを生み育てるための支援の充実	①各関係機関が情報を共有し、地域での子育てネットワークの構築を図ります。 ②子育て中の保護者同士の交流の場、情報交換の場として、各字公民館での子育てサロン、保育園の子育て支援センター、児童館のファミリークラブなどを中心に、保護者同士が交流しやすい場づくりを進めます。 ③子どもの健やかな成長を支えるため、中学生までの医療費無料化を継続し、さらに医療費の自己負担分を病院で支払わずに済む制度(現物給付)を実施します。 ④子育て世帯が子どもの保育・教育、健康等のサービスに関する情報を手軽に入手できるよう、情報発信の再構築を図ります。 ⑤妊婦健診や乳幼児健診等の保健指導や栄養指導を通して、保護者の健康とともに子どもの成長、発達に応じた対応について学ぶ機会を提供し、育児不安の軽減に努めます。 <u>⑥町社会福祉協議会が実施しているファミリーサポートセンター事業を有効活用し、家庭における保育の負担を軽減します。</u>
	(4) 子どもが安全・安心に過ごすことができる居場所づくり	①放課後子ども総合プランの推進、<u>学童クラブの充実</u>、公民館や児童館等の地域資源を活用した放課後の居場所づくり、遊び場の<u>拡充により、放課後の子どもの安全・安心な居場所を確保します。</u> ②学童クラブについて、保護者負担が重く利用できないひとり親世帯等を対象に助成を行います。 <u>③退職教諭・大学生・地域の方からなる学校支援ボランティア等を活用した居場所の充実を図ります。</u>
	(5) 貧困の連鎖防止	①行政や町社会福祉協議会、関係機関、警察署、学童クラブ、NPO等と連携し、子どもの貧困及び社会的孤立防止に向け、子ども及びその家庭に対して生活指導、学習支援、食事の提供、キャリア形成、生活支援、見守りなど包括的な支援を実施します。

		②子ども元気支援員や児童厚生員、放課後児童支援員など、子どもの支援に関わる方への研修を行い、関係機関連携を図ります。 ③児童館の新たな利活用を図ります。 ④就学援助制度における対象費目の拡充を検討するとともに、町立幼稚園の幼児のうち要保護世帯等に対する給食費等の援助を行います。 <u>⑤保護者の雇用の確保、就労支援を行い、子どもとその世帯の支援を進めます。</u>
4 節 障がい者（児）・高齢者支援の充実	（１）障がい者（児）を支える体制の強化とサービスの充実	①障がい者（児）<u>やその家族が地域で安心して暮らせるよう</u>、多分野との連携および<u>気軽に相談できる</u>相談支援体制の充実を図ります。 ②共生社会の実現に向けて、障がいや障がい者（児）に対する理解を深めるための「<u>おもいやりの心</u>」の啓発活動、教育、交流機会の充実を図ります。<u>また、点字講習会や音訳ボランティア講習会等に取り組みます。</u> ③地域のニーズを踏まえつつ、「障がい者計画・障がい福祉計画」を策定し、福祉サービスの充実を図り、各種取り組みを推進します。 ④障がい者（児）の社会的自立とともに、生きがいづくりにつながるよう、各関係機関と協力し療育及び教育、就労支援等に取り組みます。
	（２）高齢者を支える体制の強化とサービスの充実	①地域のニーズを踏まえつつ、「高齢者保健福祉計画」を策定し、福祉サービスの充実を図り、各種取り組みを推進します。 ②高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるように、ニーズを踏まえた上で、必要となる医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に確保されるよう地域包括ケアシステムの構築に努めます。 ③認知症の予防と適時、適切な医療・介護等へつなげられるよう体制を整えます。認知症を正しく理解し、認知症の方や家族を温かい目で見守る地域づくりのための普及・啓発に取り組みます。また認知症の方やその家族の方が、地域の人や専門家と情報を共有し、お互いを理解し合う場づくりを検討します。 ④高齢者の生きがいや社会参加、自立した生活を支援していくため、<u>高齢者サロン等の居場所づくりや老人クラブなど高齢者団体の支援等を行います。また、これらの居場所、交流の場に行くことができない（交通手段がない）高齢者への外出支援サービスも併せて行います。</u> ⑤高齢者が介護を必要な状態にならないために、「介護予防・日常生活支援総合事業」<u>（ミニデイ、チャージょう教室等）</u>の充実を図ります。

【まちづくり目標 5 みどりとまちが調和した安全・安心のまちのめざす姿】

節	施策の展開	施策の展開の提案内容（赤字下線部分が提案内容）
---	-------	-------------------------

1 節 安全・ 安心に暮ら せるまちづく り	(1) 防災体制の 強化と推進	①南風原町地域防災計画に基づく総合的・体系的な防災施策を推進し、適時、社会状況を踏まえた見直しを行います。 ②地域 <u>(各自治会)</u> 及び学校等における避難訓練等を通し、防災意識の向上を継続的・実践的に推進するため、自主防災組織の設立 <u>支援、各自治会での自主防災計画の奨励</u>を進めます。 ③災害時における避難誘導をはじめ、避難所での高齢者や有病者、子どもへの対応など、平時より点検・調査研究を進め、行政と町民の役割分担や支援する側の潜在的な人的資源の活用など、災害時に速やかに対応できる環境づくりに取り組みます。
	(2) 地域と協働 した防犯・安全体 制の確立と推進	①防犯灯や交通安全施設の設置など、地域における安全・安心な環境基盤づくりを地域と協働し取り組みます。 ②各自治会や各種団体との継続的な連携、<u>「子ども 110 番の家」登録店舗の活用</u>によるマンパワーの確保と育成を図ります。
	(3) 減災のまち づくりへの取り組み	①防災・防犯への取り組みは、普段の地域活動の蓄積や経験が基本となることから、ハードとソフト両面の視点によるまちづくりの調査・研究を進め、関連施策との連携を図ります。 ②日常的な公園利用や散策ルートなどが、災害時の避難場所や避難ルートになるような災害・非常時に有効に機能するまちづくりに努めます。
2 節 快適 で文化的に 暮らせるまち づくり	(1) 緑地の保全	①民有地の丘陵緑地については、都市的土地利用への転用が可能であり、災害・景観等の面から、今後は <u>町独自の指針を策定し、緑地</u>保全地区の指定や保全策のあり方を検討します。 ②荒廃地及び丘陵地の緑化等による質の向上など、緑地の保全と整備（緑道整備等）に取り組みます。
	(2) 公園・広場 の整備	①公園整備については、人口増加に伴い子育て環境や身近な生活環境の面からも地区内の小規模公園・広場の整備 <u>(1 字 1 公園・広場)</u> を検討します。 ②新たな公園・広場の整備や維持管理にあたっては、町民との協働による取り組みを推進します。 ③<u>公園に遊歩道を整備し、ウォーキング、散策、自然観察など健康的な生活に必要な活動を楽しめる空間づくりを進めます。</u>
	(3) 水辺空間の 保全・活用及び水と 緑のネットワーク	①南風原ダム等のため池や河川等の水辺空間の保全・活用 <u>(南風原水辺観光)</u> のあり方について、検討します。 ②貴重な資源である河川環境改善のため、町民の意識高揚を図り、<u>地域と連携した河川維持管理協力隊（仮称）の組織づくりと機運づくりを進めます。また、</u>関係市町及び団体等と連携して水質浄化に取り組みます。 ③都市の中における貴重な資源である水辺空間は、周辺環境も含め自然観察・<u>環境教育の場としての活用、</u>蛸・とんぼ等の <u>多様な生態系の創出</u>など、保全・活用に努めます。 ④親水護岸や広場、河川沿いの緑道の整備を図るとともに、街路樹

		が整備された幹線道路やかすりロードなど、これまでのストックの利活用について評価・分析を行います。 ⑤評価・分析を基に、点や線として整備されてきた基盤をネットワーク化し、景観づくりや健康づくりなど多様な波及効果のある施策づくりに努め、利活用に向けて町民との情報共有を図ります。
	(4) 個性ある美しい住環境の保全・創出	①景観づくりの指針となる景観計画を策定します。 ②道路管理協定等による町民及び各種団体と行政との役割分担、支援のあり方など、協働によるまちづくりに向けた取り組みの充実・強化を図ります。 ③緑化推進のための助成制度の発展的な利活用に努めます。 ④生活に密接に関係する生活道路については、狭隘きょうあい道路のアクセス性向上等のハード的に対応する面と、ブロック塀の生垣化などソフト面も含めたきめの細かい対応のあり方を検討します。 ⑤道路等の公共事業の導入に際しては、高木の植栽に努め、緑陰のあるまちづくりを図ります。 ⑥津嘉山北地区については、引き続き土地区画整理事業を推進し、地区計画に基づき、快適で利便性の高い良好な市街地環境の形成を図ります。 <u>⑦自然、利便性、快適性に配慮した質の高い住環境の創出を図ります。</u>
	(5) 都市と農村の調和	①<u>新たに市街化区域に編入された地域（喜屋武・本部・照屋等）については、用途地域に応じた土地利用を図り、市街地と農地の棲み分けを進めます。</u> ②地域の独自性やオリジナリティのあるまちづくり、<u>新田園都市構想の導入と実現</u>をめざし、地区毎の土地利用のあり方について、地元と協働で取り組みます。 ③那覇空港自動車道南北 I C 周辺地区など、広域交通の都市基盤を活かした土地利用のあり方について、関係者と連携し、取り組みを促進します。
	(6) 下水道整備の促進	①公共下水道（污水）は、土地区画整理事業や道路整備事業等の基盤整備と連携し整備を行い、あわせて人口集中区域の整備を推進します。 ②公共下水道（雨水）は、土地区画整理事業と連携を図りながら整備を行い、さらに浸水地域について重点的に整備を推進します。 ③<u>生活排水及び産業排水の適正対策と処理を行うため、近隣市町と連携した排水整備計画の策定、運用を行います。</u> ④下水道（污水）が整備された区域内の各事業所・家庭からの汚水処理については、下水道への接続促進に取り組みます。 ⑤地域特性を考慮し、合併浄化槽の設置、浄化槽の適切な維持管理の取り組みを進めます。

3 節 利便性のよい魅力あるまちづくり	(1) 広域交通幹線軸と連携した町内道路交通ネットワークの整備	①広域幹線道路と生活幹線道路との効果的な結節による生活の利便性の向上を図ります。<u>幹線道路の機能と地域・集落内道路を分け、地域内は自転車、歩行者が安全・安心して暮らせるよう、車道・自転車道・歩道の適正配置に努めます。</u> ②交通事故の多発する危険箇所、<u>通学路の安全確保</u>については、町民とともに情報把握に努め、関係機関と連携し、危険除去に向けた取り組みを図ります。 ③自動車交通のみならず、自転車道などスポーツレクリエーションの面からの道路整備のあり方についても検討します。 ④道路整備による利便性の向上を周辺まちづくりへ波及させるための調査・研究に取組みます。
	(2) 公共交通の利便性の向上	①高齢社会への対応、<u>観光客の利用促進</u>、効果的なまちづくりなど、<u>利用者ニーズに応じた利便性の高い公共交通ネットワークの構築を図ります。</u> ②町内の路線バスのあり方については、当該事業者との連携を図り、バス停の位置、路線ルートなど、最善の運行形態のあり方について検討します。 ③L R T等の広域的な連携を必要とする公共交通のあり方については、県や近隣市町との連携を図り検討します。
	(3) 公共施設等のユニバーサルデザインの推進	①歩道等公的空間や公共施設のバリアフリー・ユニバーサルデザインを推進します。 ②通学路等の歩行者優先の道路整備については、保護者や周辺地域住民との協働による実態調査なども踏まえ、沿道の景観づくりや防犯面など、<u>安全・安心で快適な歩行が可能となる環境整備を進めます。</u>

【まちづくり目標 6 環境と共生する美しく住みよいまちのめざす姿】

節	施策の展開	施策の展開の提案内容（赤字下線部分が提案内容）
1 節 環境への取り組み	(1) ごみ減量化に向けた取り組みの推進	①5 R 活動をはじめとする、ごみの減量化・リサイクル・<u>ごみの分別の細分化</u>などの啓発活動を推進するとともに、ごみの資源化率を向上させるための取り組みを行います。 ②事業所へのごみの分別及び減量化、資源化に関する指導に努めます。 ③小中学校の児童・生徒をはじめ、広く町民全体に対して<u>ごみ減量化や食品ロスに関する</u>環境学習を推進します。 ④小中学校をはじめ、公共施設におけるごみの減量化、資源化への取り組みを推進します。
	(2) 行政・町民等との連携による循環型社会の構築	①本町の循環型社会のモデル事業として取り組んでいる「はえばるリサイクルループ」については、町民・事業者・行政の協働により推進します。

	(3) 公害及び環境衛生等の対策	①悪臭、騒音などの公害対策については、<u>定時観測と原因追及による対策を実施し</u>、改善に向けた指導に努めます。 ②野犬、ハブ、害虫等の対策については、適宜捕獲、駆除等の対応に努めます。 ③不法投棄の防止については、関係機関と連携した広報活動、巡回パトロールなど防止活動を強化します。
	(4) 環境保全の啓発と活動の推進	①環境保全に関する環境学習の開催や情報提供、イベント開催など、多様な手法による啓発活動の推進に努めます。 ②各町立学校との連携を密にして、省エネルギー対策活動（フィフティ・フィフティ等）の推進に努めます。 ③家庭や事業所で実践できる環境保全の取り組みや <u>SDGs 勉強会等の各種環境</u> 情報の提供に努めます。

【行財政計画のめざす姿】

節	施策の展開	施策の展開の提案内容（赤字下線部分が提案内容）
1 節 効率的で健全な行財政運営	(1) 効率的な行政運営の推進	①PDCAサイクル（計画⇒実行⇒評価⇒改善）に基づいた事業の実施を推進し、総合計画の施策の実効性を確保します。<u>また、「報告・連絡・相談」を徹底し、業務の円滑な運営を促進します。</u> ②効率的な行政運営や町民サービスの向上を図るため、民間活用の適切な推進と良質な公共サービスの提供に努めます。 ③社会情勢の変化や多様な町民ニーズ、新たな行政課題等に柔軟に対応できるよう、組織の改編や行政機構の見直しを行います。 ④ICTを活用し、住民票や戸籍などの手続きの簡素化等を図るなど、効率的な行政運営に努めます。 ○PDCA（計画・実行・評価・改善）の考え方で、事業の効率を高める ○「報告・連絡・相談」を徹底することで、業務の円滑な運営を促進する
	(2) 健全な財政運営の推進	①総合計画の実施計画に基づき、予算の計画的かつ厳正な執行を図ります。 ②公共施設の新設・維持・管理の<u>無駄な支出を抑え、健全な財政運営を行います。なお、設計段階においては、長期的な視点から公共施設の長寿命化や維持費を最小限に抑える設計をし、支出の軽減を図ります。</u> ③健全な財政運営に向けて、自主財源の確保をはじめ、事務経費の削減、適正な職員配置と事務事業の効率化などの取り組みを推進します。
	(3) 広域行政の	①ごみ処理や消防など多様な広域行政の連携を推進するとともに、

	推進	共通する地域課題の広域的な取り組みに努めます。 ②市町村間の連携だけでは対応が難しい課題については、国や県等との広域連携を行うなど、課題解決に努めます。
	(4) 職員の人材育成	①「南風原町職員人材育成基本方針」に基づき、<u>職員の資質や専門性を高める研修の充実を図り</u>、様々な地域課題について<u>町民と向き合い</u>政策づくりを担う人材育成に努めます。

●部会作成図解写真

テーマ:「まちづくり目標3 1節・2節の『施策内容』を考え・提案する」

3-1-1 ともに支え合えるまちづくりの推進

3-1-2 相談対応の充実並びに各種制度の周知

3-1-3 ふれあい・交流・活動の場や機会の充実

3-1-4 権利擁護等に関する制度の利用促進

3-1-5 新たな「施策の展開項目と内容の提案」

3-2-1 生涯にわたって健康づくりに取り組める体制の整備

3-2-2 予防活動の推進

3-2-3 新たな「施策の展開項目と内容の提案」

自治等部会

テーマ:「まちづくり目標3 3節・4節の『施策内容』を考え・提案する」

3-3-1 待機児童の解消

3-3-2 各種保育サービスの充実

3-3-3 安心して子どもを生育するための支援の充実

3-3-4 子どもが安全・安心に過ごことができる居場所づくり

3-3-5 貧困の連鎖防止

3-3-6 新たな「施策の展開項目と内容の提案」

3-4-1 障がい者(児)を支える体制の強化とサービスの充実

3-4-2 高齢者を支える体制の強化とサービスの充実

3-4-3 新たな「施策の展開項目と内容の提案」

自治等部会

テーマ:「まちづくり目標6 1節の『施策内容』を考え・提案する」		
6-1-1 ごみの減量化に向けた取り組みの推進 食品ロス ごみ削減 に取組む 市町村 の取り組み 減量 の取り組み の推進 ごみ削減 の取り組み の推進	6-1-2 行政・市民等との連携による循環型社会の構築 リサイクル の取り組み の推進 生活の消費 の取り組み の推進	6-1-3 公害及び環境衛生等の対策 公害 の対策 の推進 環境衛生 の対策 の推進
6-1-4 環境保全の啓発と活動の推進 SDGs の取り組み の推進 環境保全 の取り組み の推進	6-1-5 新たな「施策」の展開項目と内容の提案	

産業雇用等部会

テーマ:「まちづくり目標7 1節の『施策内容』を考え・提案する」		
7-1-1 効率的な行政運営の推進 効率 の取り組み の推進 効率 の取り組み の推進	7-1-2 健全な財政運営の推進 健全 の取り組み の推進 健全 の取り組み の推進	7-1-3 広域行政の推進 広域 の取り組み の推進
7-1-4 職員の人材育成 人材 の取り組み の推進 人材 の取り組み の推進	7-1-5 新たな「施策」の展開項目と内容の提案	

自治等部会

●開催状況写真



以上

令和3年11月19日

南風原町長 赤嶺 正之 様

南風原町まちづくり住民会議

会長	藤原政勝	副会長	平良智子
委員	宮城堅子	具志堅杏里	野原由美子
	大城早恵子	宮城竹子	赤嶺勤
	大城信明	大城清子	當眞利江
	安里洋子	大城翔太	親泊元隆
	玉木順治		

第五次南風原町総合計画後期基本計画策定への提案書の提出について（提案）

1. はじめに

第五次南風原町総合計画後期計画は、基本構想で示されたまちづくりの基本理念及び将来像とまちづくり目標を実現するための基本的な施策を示すものです。

南風原町まちづくり住民会議では、前期総合計画の進捗状況や町民アンケート調査結果及び町民ニーズを踏まえ、まちづくり目標を実現するためには、どのような施策の展開が必要かについて、「自治・行財政・教育文化・健康福祉部会」、「産業雇用・都市基盤・環境部会」の2つの部会で検討を行いました。

具体的には、「まちづくり目標を達成するための柱」に対するあるべき姿としての「めざす姿」と、これを実現するための具体的な施策展開としての「施策内容」について討議しました。

その討議結果を提案書として取りまとめましたので、ここに提案いたします。

提案内容が、後期基本計画の策定に役立つこと、また生かされれば委員の喜びとするところです。

2. 提案内容

まちづくり目標ごと、施策の展開ごとに「めざす姿」と「施策内容」について、それぞれの部会で討議した結果を後期基本計画への提案として取りまとめたものを以下に示します。具体的な討議内容については、添付資料を参照ください。

まちづくり目標 1 みんなで考え、みんなで創るわくわくするまち

1 節 情報の共有でひらかれたまち

（1）町民と行政との情報共有の強化

【めざす姿】

○様々な情報媒体を活用し、町民の誰もが行政情報を受け取ることが出来ています。

○子どもから大人まで分かりやすい情報の発信が行われています。

【施策の展開】

①広報はえばるや議会だより等の広報誌については、配布方法を検討し、全戸配布に努めます。

②町の情報発信については、ホームページの情報の充実を図るとともに、新たな情報発信のあり方について町

民参加型の幅広い検討を行い、実施に向けた取り組みに努めます。また、点字や声の広報など、情報弱者の方でも行政情報が得られるよう、様々な媒体を活用します。

（２）町民ニーズを把握するための公聴制度の充実

【めざす姿】

○行政懇談会や議会報告会などの各種公聴会は町民が参加しやすい仕組みになっており、町民の声が行政の取り組みに反映されています。

【施策の展開】

- ①行政懇談会や議会報告会等については、開催場所や開催方法などを創意工夫 するとともに、インターネット配信を取り入れるなど効果的な運営に努めます。
- ②各種委員会やパブリックコメント制度、町政提案箱などを活用して、誰もが意見を言える町民参加の仕組みづくりの充実に図ります。

（３）情報化の推進

【めざす姿】

○各種行政手続きで誰もがマイナンバー等を活用し、簡単に電子申請できる環境が整っています。

【施策の展開】

- ①ＳＮＳの進展に対応した携帯端末向けサービスなど、情報発信の充実に努めます。
- ②各種証明書のインターネットでの予約受付や、電子申請、マイナンバーカードの普及を図るとともに、情報セキュリティ対策の強化を図ります。
- ③公文書の電子化の充実に図り、情報公開の推進に努めます。
- ④南風原町 Wi-Fi の未接続地域の解消に努めます。

２節 自ら考え、行動し、みんなで創るまち

（１）住民自治の確立に向けた学びの場の充実と支援

【めざす姿】

○住民自治を学ぶまちづくり講演会や出前講座等が開催され、まちづくりや住民自治の手法を学ぶ町民が増えています。

【施策の展開】

- ①住民自治を学ぶまちづくり講演会や出前講座、学習会の開催を推進します。
- ②各自治会、各種団体が主体的に行う学習会等の活動へ支援を行います。
- ③各種団体が行う、各分野（テーマ別）の活動実態の把握に努め、団体間の連携・関係づくりに向けた支援を行います。

（２）公共サービスの担い手の発掘・育成

【めざす姿】

○時代のニーズに合ったやり方で、地域課題に取り組む人材の発掘・育成が行われています。

【施策の展開】

- ①自治会未加入者をはじめ、これまで地域活動への未参加者についても、住民自治に積極的に関わる人材の発掘と育成に努めます。また、子どもの頃から住民自治が身近に感じられるような活動の手法について検討します。
- ②自治会をはじめとする各種団体組織と連携し、多様な公共サービスの担い手の発掘と育成に努めます。

（３）多様な人材の積極的活用

【めざす姿】

○シルバー人材、男女共同参画など、すべての町民がそれぞれの能力に応じて活躍できる環境づくりが整っています。

【施策の展開】

- ①既存事業や関連事業の枠組みを活用し、適材適所での積極的な活用を進めます。
- ②町内の豊富な経験や知識を有する多様な人材については、新たな活用の場の可能性を調査研究し、適材適所での活用に努めます。
- ③男女共同参画推進会議委員等と連携し、政策・意思決定過程における女性の参画を推進します。
- ④人材バンク等の充実を図り、公共サービスの担い手の発掘、育成に努めます。

（４）自治会加入の促進

【めざす姿】

○転入者などがスムーズに自治会に加入できる仕組みが整い、ほぼすべての町民が自治会に加入しています。

【施策の展開】

- ①自治会活動や自治会が取り組む加入促進のための施策づくりを支援するため、区長・自治会長と連携を図っていきます。また、転入時における働きかけなど、自治会に加入しやすい環境をつくります。
- ②自治会加入の促進の施策づくりに向けて、町内の自治会活動の実態と動向について調査研究を実施し、加入促進に関する情報共有や町民へ自治会の取り組みについて紹介できる仕組みの構築など自治会加入率向上を支援します。

（５）協働のまちづくりの実践

【めざす姿】

○町民同士の情報交換や交流活動が活発化し、地域の抱える多種多様な課題に自ら取り組む「協働のまちづくり」が実践されています。

【施策の展開】

- ①町内における協働のまちづくりの全体像を調査し、その活動内容や意義について情報共有を図るための取り組みを進めます。
- ②さまざまな形で町政に関する活動に携わっている関係者等で構成する「協働のまちづくり推進組織」の必要性も検討し、更なる参画・協働のまちづくりを推進します。また、子ども達や若者がまちづくりに関われる機会を創出します。
- ③はえばる大学、まちづくり学習会を活用し、自らが考え行動する住民を育成します。

まちづくり目標 2 きらきらと輝く人が育つまち

1 節 安らぎと豊かな人間関係、生きる力を育む、家庭教育

（１）家庭教育の重要性の周知

【めざす姿】

○基本的な生活習慣や倫理観をはじめとする家庭教育の周知徹底が図られ、子供が家庭で生きる力を育むことができている。

【施策の展開】

- ①子どもの基本的な生活習慣、基本的倫理観、自立心を身につける上で重要な役割を担う家庭教育についての周知を図ります。
- ②家庭・学校・行政等が協働し、子どもの自己肯定感を高める関わり方、生きる力を育むための支援を進めていきます。
- ③「早おき・朝ごはん・徒歩登校・適度な運動・家庭学習・早ね」など基本的な生活習慣の定着に向けた各種活動を推進します。
- ④子どもがインターネット等を通じた犯罪に巻き込まれないよう、またいじめの被害者にも加害者にもならないよう、情報端末等の利用を通じた危険性や安全に利用するための知識、家庭内の利用ルールの重要性や人権意識の高揚について学校等と連携しながら周知に努めます。
- ⑤家庭教育に関して、気軽に相談できる窓口の設置を検討します。

（２）家庭教育を考える機会の充実

【めざす姿】

○家庭の役割を理解し、子どもの家庭生活を向上させるための講座等が充実しています。

【施策の展開】

- ①ＰＴＡ活動、地域活動、学校行事等を通じ、家庭教育の大切さや家庭教育の役割等に関する情報提供を行います。
- ②公民館講座等を通じて、いつでも、どこでも、誰でも学べる環境づくりをさらに充実させます。また、保育所、幼稚園と連携し幼少期から家庭教育の大切さを学ぶ機会の充実を図ります。
- ③社会の一員となるための基礎的資質や能力を養うなど、子どもの「生きる力」を育む家庭教育を進めます。

２節 地域に学び、地域を愛する人を育む、ふるさと教育

（１）平和学習及び歴史学習の推進

【めざす姿】

○文化センターを中心に平和学習や歴史学習が行われ、史実を通して実態を知る環境が整っています。

【施策の展開】

- ①南風原文化センターや沖縄陸軍病院南風原壕群を学習拠点としての活用、歴史資料のデータベースなどを通じた平和学習の充実を図ります。また、オンラインで展示物を見学できるバーチャル見学の仕組みも検討します。
- ②壕や文化財の地域案内人の育成、平和や歴史等に関する活動を支援します。
- ③戦争体験者の高齢化を踏まえ、証言、体験談、資料の収集及び記録保存等を進めます。

（２）国際交流の推進

【めざす姿】

○友好都市との交流をはじめとする様々な国際交流が活発に行われ、国際的な視野を持った人材が育っています。

【施策の展開】

- ①海外友好都市との交流の充実、ウチナンチュ大会の活用等、南風原町から世界へ移民した方々とのネットワークと交流活動の充実を図ります。また、交流の実施にあたっては、リモート交流会等のオンライン活用も視野に入れて取り組みます。
- ②海外との交流促進、関係機関等と連携した国際交流など国際的な視野を持った人材育成に努めます。

（３）学び・体験・交流の場や機会の充実

【めざす姿】

○公民館講座やはえばる大学、町立図書館など身近な場所で大人も子供も学び・体験・交流できる機会が充実しています。

【施策の展開】

- ① はえばる大学等、テーマごとにその分野の専門家から話を聞くことができる講座の実施など、町民が学び・体験・交流できる機会の更なる充実を図ります。
- ② シルバー人材センター（仮）等を活用し、高齢者の持つ知識や技術、経験を次世代に受け継ぐ世代間交流の充実を図ります。
- ③ 南風原町立図書館における電子図書の充実や読み聞かせ会の実施など、町民の読書ニーズに応えるため図書館機能の拡充を図ります。
- ④ 南風原文化センターを核とし、修学旅行生との平和学習を通じた交流・体験機会の充実を図ります。

（４）文化・伝統・芸能等の保全・継承・活用

【めざす姿】

○文化・伝統・芸能に触れる機会に恵まれ、誇りある地域の文化がとだえることなく継承されています。

【施策の展開】

- ① 文化財の調査を行い、保存並びに適切な管理と活用を図ります。
- ② 文化の発信拠点として南風原文化センターの利用を促進するとともに、南風原町文化協会や各自治会、関係機関と連携し、町民が気軽に文化に触れる機会の創出に努めます。
- ③ 歴史や文化に関する講座の開催や、町内小・中学校で伝統文化に触れる機会の創出によって、町民の地域文化に関する意識啓発を図るとともに、後継者の発掘・養成に努めます。
- ④ 観光振興や伝統工芸などと連携し、伝統芸能等を発表する場を創出し、地域の文化・伝統・芸能の継承と魅力の向上に努めます。

（５）スポーツ・レクリエーションの振興

【めざす姿】

○町民参加型のスポーツ・レクリエーションを通して、和気あいあいと交流し、笑顔あふれるまちになっています。

【施策の展開】

- ① 黄金森公園陸上競技場及び学校体育施設等を活用し、各種スポーツ大会や教室の開催など、スポーツ・レクリエーション活動の振興を図ります。また、障がいや年齢にかかわらずすべての町民がスポーツ・レクリエーションに親しめる環境づくりを推進します。
- ② 黄金森公園陸上競技場の環境を活用し、観光協会等と連携してプロスポーツチームのキャンプ誘致等を図るとともに、プロチームとの交流を通じたスポーツに関する技術力・意識の向上を図ります。
- ③ 町内の公園を活用し、子どもから大人まで健全にスポーツが楽しめるスポーツ施設の整備・充実に努めます。

３節 個性を伸ばし、豊かな心と健やかな体を地域と育む、学校教育

（１）豊かな心と健やかな体を育む学習内容の充実

【めざす姿】

○幼児期からの一貫教育のカリキュラムが確立され、子どもの発達段階に応じた確かな学力と生きる力が育まれています。

○教育委員会や町社会福祉協議会などと連携し、福祉への理解や命の大切さ、健康づくりに向けた心身を

豊かにする学習が行われています。

【施策の展開】

- ① 幼児・児童・生徒の発達段階を踏まえた総合的な教育の充実を図るとともに、幼小中連携により南風原町学力向上推進要綱に基づいた学力向上に取り組みます。
- ② 基礎学力の定着・向上を図るため、学力調査の実施や学習支援員、外国語指導助手等を配置し「確かな学力」の向上に取り組みます。
- ③ 「わかる授業」構築のため、「町そろえる実践」を実施し、学力向上に取り組んでいきます。
- ④ ICT機器を活用し学習指導の工夫改善に努めます。
- ⑤ 各学校と教育委員会、町社会福祉協議会との連絡会等をととして、福祉教育推進に関する情報共有を図るとともに、研修体制の構築による学校等への支援の充実強化に努めます。

（２）子どもたちの心身の健康づくりと安心して学ぶ環境づくり

【めざす姿】

○学校・家庭・関係機関等が子どもの「生きる力」、「豊かな心」、「健やかな体」について十分に理解し、子どもたちが安心して学び成長しています。

【施策の展開】

- ① 幼児期からの地域の特徴を生かした食育を推進します。
- ② 遊びや運動、スポーツ等を通じて心身の健康づくりや運動の習慣化を図ります。
- ③ 学校における相談機能を充実させるとともに、いじめや非行問題、登校支援など、地域及び関係機関等と連携し解決に向けて取り組みます。また、24時間いつでも相談できる環境づくりを目指します。
- ④ 子どもたちが学校で安心して学ぶことができるよう、地域と連携し学校の防犯・防災体制の充実を図ります。
- ⑤ 学校周辺の安全マップの活用とともに、子どもたちが様々な危険や問題について、自ら考え対処できる危機管理能力の向上に努めます。
- ⑥ 児童生徒及び保護者を対象にした、インターネット環境におけるモラル教育等を実施します。

（３）地域と育む特色ある学校づくりと開かれた学校づくり

【めざす姿】

○学校応援隊はえばるのボランティアをはじめ、学校・家庭・地域の支援団体等が一体となって、全町民あげての地域に根差した特色ある学校づくり展開されています。

【施策の展開】

- ① 学校応援隊はえばる（地域ボランティア含む）及び学校支援地域コーディネーターを通じて、地域と連携し、地域に開かれた環境づくりを推進します。
- ② 教育の日に学校公開・講演会・教育長表彰等を実施し、教育に対する町民の関心と理解を一層深めるとともに、学校・家庭・地域が連携し、町民全体で教育に関する取り組みを推進します。

まちづくり目標 3 ちむぐくでとにもつくる福祉と健康のまち

1 節 ちむぐくで支えあう安心して

（１）ともに支え合えるまちづくりの推進

【めざす姿】

○民生委員・児童委員・各字自治会の小地域福祉ネットワークを中心に福祉のこころを地域の中で育てることで、町全体の福祉意識が向上しています。

【施策の展開】

- ①対象者ごとに福祉を捉えるのではなく、「地域福祉」の視点をもって町民はじめ行政、町社会福祉協議会、一般企業、その他関係機関等のネットワークづくりに取り組むとともに、効果的な連携と協働による誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくりを推進します。
- ②町民が年齢、性別、国籍の違い、障がいの有無を問わず、互いに相手を認め合い、思いやる気持ちを持つとともに、つながり（絆）のある関係づくりに相互に支えあい・助け合う地域づくりを進めるため、交流活動等を推進します。
- ③町民が自ら地域の福祉課題を知り、その解決に向けた地域福祉活動に主体的に関わるため、町民に対する福祉教育の推進及び地域社会への町民参加の仕組みづくりを推進します。また、社会福祉協議会と連携し、シルバー人材の活用、ボランティアの養成・確保、ボランティアセンターの機能拡充を図ります。
- ④地域の福祉ニーズの把握や要支援者への支援の充実を図るため、コミュニティソーシャルワーカーと各種相談窓口、福祉事業者等との連携・協力体制を構築します。
- ⑤支援が必要でも自ら声をあげることが難しい町民をより身近な地域で受け止め、民生委員・児童委員はじめ各種関係機関や字自治会、商工業者等と連携を密にし、悩みなどを拾いあげる環境づくりを推進します。

（２）相談対応の充実並びに各種制度の周知

【めざす姿】

○支援を必要とする人は誰もが相談でき、相談者の立場に立った体制が整うとともに、制度利用に関する情報が分かりやすく周知されています。

【施策の展開】

- ①各種相談業務については、地域の相談員である民生委員・児童委員をはじめ、児童家庭相談員、子育て支援センター、地域包括支援センター、町社協ふれあい福祉相談室及び障がい者相談を担うコミュニティソーシャルワーカーとの連携を密にし、町民にとって身近な相談機関となるよう取り組みます。また、相談業務の実施にあたっては、広報活動の強化を図り、相談員の継続雇用、個人情報の保護に配慮した上で相談窓口間の連携に努めます。
- ②支援を必要としている方に保健・福祉・医療に関する各種制度やサービス内容を適切に伝えるため、町の窓口体制や町社会福祉協議会との連携を強化します。また、これらの情報を幅広く発信するために広報誌やインターネットなどの媒体を積極的に活用します。
- ③民生委員・児童委員の担い手確保に向けて、区長、自治会長、社協との連携で取り組むとともに、民生委員・児童委員の活動内容や必要性について、町民への周知を図ります。
- ④町民が抱える多様な福祉課題を早期把握・対応することで状況の悪化を防ぐため、町社会福祉協議会や関係機関等と連携を密にし、積極的なアウトリーチ※をととした実態把握及び相談支援体制の強化に努めます。
- ⑤社会的孤立に関する状況把握及び沖縄県就職・生活支援パーソナルサポートセンター南部と連携し包括的な支援を実施します。

（３）ふれあい・交流・活動の場や機会の充実

【めざす姿】

○地域における町民の福祉活動の周知・啓発により、活動人材が確保されるとともに、組織的な活動が活発に行われています。

【施策の展開】

- ①自治会や町社会福祉協議会等と連携し、小地域福祉ネットワーク（字・自治会）における町民福祉活動

の周知並びに活動への参加促進についての広報啓発を充実します。

- ②「子育てサロン」、「高齢者サロン」、「友愛訪問活動」など、町民主体の地域福祉活動の充実を図るため、人材の確保や組織体制の強化等を支援します。

（４）権利擁護等に関する制度の利用促進

【めざす姿】

○人権擁護について正しい知識と理解を深め、認知症や障がい者及び虐待等を受けている方が守られ、安心して暮らせるまちとなっています。

【施策の展開】

- ①認知症や障がいなどにより判断能力が不十分な町民に対して、成年後見制度の周知及び町社会福祉協議会が実施する日常的金銭管理支援事業等をととして認知症や障がいがあっても安心して住みなれた地域で暮らし続けることのできる環境づくりに努めます。
- ②高齢者、障がい者（児）、児童等への虐待及びＤＶの早期発見・早期対応を図るため、虐待に関する知識の普及とともに、相談窓口や通告義務について周知を図ります。
- ③「人権週間」において、人権啓発活動を実施し、町民一人ひとりの人権意識の向上を図ります。

２節 健康づくりの推進

（１）生涯にわたって健康づくりに取り組める体制の整備

【めざす姿】

○各ライフステージの健診、公共施設やスポーツ施設を活用した健康づくり環境が整い、町民の健康課題への自己管理能力が高まっています。

【施策の展開】

- ①ライフステージごとの健康課題解決に向けて民生部や教育部など各関係機関で連携し、健康の自己管理能力を高めるための体制整備を進めます。
- ②健康づくりに効果的な身体活動・運動については、「ロコモティブシンドローム」予防知識の普及、ちむぐく館の健康増進室の利便性向上、黄金森陸上競技場等の公園・スポーツ施設の活用（ウォーキング教室等）を進め、健康増進運動習慣の向上を図ります。
- ③町内の各団体と連携し、身体づくりコンテスト等のイベントを開催し、町民の健康づくりを促進します。

（２）予防活動の推進

【めざす姿】

○生活習慣病発症予防のための家庭訪問や健康相談、健診結果説明会、健康教育などによる保健指導・栄養指導が充実しています。

○乳幼児期からの予防接種や正しい感染症対策の普及等により、伝染の恐れがある疾病の発生及びまん延を防いでいます。

【施策の展開】

- ①生活習慣病等の発症予防と重症化予防を進めていけるよう、特定健康診査及びがん検診の受診率向上に努めます。また、小・中学校、各字、老人クラブ、女性会などで生活習慣病についての講習会等を粘り強く継続開催し、生活習慣病の予防に努めます。
- ②健康的な生活習慣の確立、不適切な生活習慣の改善について、妊娠期から高齢期までの各ライフステージに対応した切れ目のない保健指導・栄養指導に努めます。
- ③町民が健診結果等から自身の身体の状態を正しく理解することができるよう、家庭訪問や健康相談、健診

結果説明会、健康教育など、多様な経路による保健指導・栄養指導の充実を図ります。

④定期予防接種等の実施による感染症予防に努めます。

3節 個性を伸ばし、豊かな心と健やかな体を地域と育む、学校教育

（１）待機児童の解消

【めざす姿】

○待機児童が解消されるとともに、家庭保育者にも支援が行き届いています。

【施策の展開】

- ①新たな保育所の整備、保育所の分園や改築、保育士の確保、既存保育所定員の見直し等により、保育を必要とする需要に対して保育定員の確保を図ります。
- ②小規模保育事業により、低年齢児(0歳～2歳)の受け入れ枠の確保を図ります。
- ③公立幼稚園における複数年保育の実施、土曜日の一時預かりの実施など保護者ニーズへの対応を継続して行います。
- ④認定こども園については、本町の保育・教育について総合的な見地から検討します。

（２）各種保育サービスの充実

【めざす姿】

○一時保育をはじめとする保護者ニーズに応じた保育サービスが充実しています。

【施策の展開】

- ①地域に暮らすすべての子育て世帯の支援を充実するため、地域子ども・子育て支援事業の各種事業について、ニーズに基づく見込み量の確保を図り、安心して子育てできる環境整備を進めます。
- ②幼稚園教諭や保育士の研修、幼稚園教諭や保育士同士の交流、情報交換等を通じて、幼児期の教育・保育の質の向上を図ります。
- ③子育て支援員を活用し、保護者の求職活動中の保育など、保護者の保育ニーズに沿った子育て支援サービスの提供を行います。

（３）安心して子どもを生み育てるための支援の充実

【めざす姿】

○地域での親同士の交流や子育ての悩みを相談できる支援制度（My相談員）が整い、安心して子どもを産み、育てることができています。

【施策の展開】

- ①各関係機関が情報を共有し、地域での子育てネットワークの構築を図ります。
- ②子育て中の保護者同士の交流の場、情報交換の場として、各字公民館での子育てサロン、保育園の子育て支援センター、児童館のファミリークラブなどを中心に、保護者同士が交流しやすい場づくりを進めます。
- ③子どもの健やかな成長を支えるため、中学生までの医療費無料化を継続し、さらに医療費の自己負担分を病院で支払わずに済む制度（現物給付）を実施します。
- ④子育て世帯が子どもの保育・教育、健康等のサービスに関する情報を手軽に入手できるよう、情報発信の再構築を図ります。
- ⑤妊婦健診や乳幼児健診等の保健指導や栄養指導を通して、保護者の健康とともに子どもの成長、発達に応じた対応について学ぶ機会を提供し、育児不安の軽減に努めます。
- ⑥町社会福祉協議会が実施しているファミリーサポートセンター事業を有効活用し、家庭における保育の負担を軽減します。

（４）子どもが安全・安心に過ごすことができる居場所づくり

【めざす姿】

○児童館、学童クラブなど身近なところに放課後子どもが遊び・学べる居場所があります。

【施策の展開】

- ①放課後子ども総合プランの推進、学童クラブの充実、公民館や児童館等の地域資源を活用した放課後の居場所づくり、遊び場の拡充により、放課後の子どもの安全・安心な居場所を確保します。
- ②学童クラブについて、保護者負担が重く利用できないひとり親世帯等を対象に助成を行います。
- ③退職教諭・大学生・地域の方からなる学校支援ボランティア等を活用した居場所の充実を図ります。

（５）貧困の連鎖防止

【めざす姿】

○貧困家庭への職の紹介や子どもの就学援助など、貧困家庭をサポートする体制が整っています。

【施策の展開】

- ①行政や町社会福祉協議会、関係機関、警察署、学童クラブ、NPO等と連携し、子どもの貧困及び社会的孤立防止に向け、子ども及びその家庭に対して生活指導、学習支援、食事の提供、キャリア形成、生活支援、見守りなど包括的な支援を実施します。
- ②子ども元気支援員や児童厚生員、放課後児童支援員など、子どもの支援に関わる方への研修を行い、関係機関連携を図ります。
- ③児童館の新たな利活用を図ります。
- ④就学援助制度における対象費目の拡充を検討するとともに、町立幼稚園の幼児のうち要保護世帯等に対する給食費等の援助を行います。
- ⑤保護者の雇用の確保、就労支援を行い、子どもとその世帯の支援を進めます。

4節 障がい者（児）・高齢者支援の充実

（１）障がい者（児）を支える体制の強化とサービスの充実

【めざす姿】

○障害の種類を問わず、障害のある方への生活・就労・活動などに関する様々な支援がなされ、障害がない方と同じように自立し、生きがいをもって暮らしています。

○地域の保育園や学校等における障がい児の受け入れ体制が整っています。

【施策の展開】

- ①障がい者（児）やその家族が地域で安心して暮らせるよう、多分野との連携および気軽に相談できる相談支援体制の充実を図ります。
- ②共生社会の実現に向けて、障がいや障がい者（児）に対する理解を深めるための「おもいやりの心」の啓発活動、教育、交流機会の充実を図ります。また、点字講習会や音訳ボランティア講習会等に取り組みます。
- ③地域のニーズを踏まえつつ、「障がい者計画・障がい福祉計画」を策定し、福祉サービスの充実を図り、各種取り組みを推進します。
- ④障がい者（児）の社会的自立とともに、生きがいづくりにつながるよう、各関係機関と協力し療育及び教育、就労支援等に取り組みます。

（２）高齢者を支える体制の強化とサービスの充実

【めざす姿】

○高齢者が住み慣れた地域で活躍し生きがいをもって暮らせるとともに、地域での見守り、様々な福祉や介護に係るサービスが提供されています。

【施策の展開】

- ①地域のニーズを踏まえつつ、「高齢者保健福祉計画」を策定し、福祉サービスの充実を図り、各種取り組みを推進します。
- ②高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるように、ニーズを踏まえた上で、必要となる医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に確保されるよう地域包括ケアシステムの構築に努めます。
- ③認知症の予防と適時、適切な医療・介護等へつなげられるよう体制を整えます。認知症を正しく理解し、認知症の方や家族を温かい目で見守る地域づくりのための普及・啓発に取り組みます。また認知症の方やその家族の方が、地域の人や専門家と情報を共有し、お互いを理解し合う場づくりを検討します。
- ④高齢者の生きがいや社会参加、自立した生活を支援していくため、高齢者サロン等の居場所づくりや老人クラブなど高齢者団体の支援等を行います。また、これらの居場所、交流の場に行くことができない（交通手段がない）高齢者への外出支援サービスも併せて行います。
- ⑤高齢者が介護を必要な状態にならないために、「介護予防・日常生活支援総合事業」（ミニデイ、チャージんじゅう教室等）の充実を図ります。

まちづくり目標 4 工夫と連携で産業が躍動するまち

1 節 南風原産品を創り伸ばす農業の振興

（１）農業基盤の強化

【めざす姿】

○農地の集約化やかんがい施設等の生産基盤の整備が進み、効率的で生産力の高い持続可能な農業の生産体制が整っています。

【施策の展開】

- ①優良農地を確保し安定した生産環境の整備を図るため、かんがい施設や生産施設等の農業基盤の強化を図ります。
- ②農地を有効活用し生産力の向上を図るため、農地の保全・強化や土壌改良をはじめ、人・農地プランの実行による遊休地や耕作放棄地の解消等、農地流動化・利用集積に努めます。

（２）農業経営の強化

【めざす姿】

○南風原ブランドを確立し、効率的で安定的に収入が得られる農業経営が実践されています。

【施策の展開】

- ①農業経営基盤の強化を図るため、意欲の高い就農者の経営規模の拡大や新たに農業に従事する方への農地提供を行うため、農地等の利用の最適化に努めます。また、企業等の農業経営への参入を促進します。
- ②関係機関と連携し、安定した出荷・供給体制の充実や地産地消の推進を図るとともに、県内外・海外への販路拡大に向けて、市場調査やＰＲ活動などの取組みを支援します。
- ③学校給食における南風原産品の利用を推進するとともに、町民が手軽に入手しやすい環境整備に努めます。
- ④かぼちゃやストリチア等のブランド力の強化及び南風原産品のブランド化に向けて農業団体や関係機関等と連携し、安定した生産体制の構築や品質管理をはじめ、ＰＲ活動などの取組みを推進します。
- ⑤安全・安心・健康などの消費者ニーズに対応した付加価値の高い農畜産物の生産に向けて、農業者の研究会の発足、農業団体や関係機関等と連携を図り、優良品種等の導入や調査研究等に取り組みます。

（３）担い手の育成

【めざす姿】

○農業を楽しんでいる人が増え、農業を新たに希望する人への研修機会などが整い、農業の担い手が育っています。

【施策の展開】

- ①担い手農家を確保するため、認定農業者制度の活用や、関係機関や農業団体と連携して相談活動をはじめ、農業研修、各種事業の情報提供など、育成・支援に努めます。
- ②生産技術に関する情報共有や農家同志の交流機会、優良農家へのインターン制度（技術移転）の充実、農畜産物のＰＲ活動など多様な役割を担っている農業団体の活動を支援します。
- ③無料職業紹介所の活用を推進し、農家と働きたい方のマッチングに努めます。

（４）他産業との連携による６次産業化の推進

【めざす姿】

○カボチャやヘチマ等町の特産品を原料とした商品開発、販売まで一貫した６次産業が成り立っています。

【施策の展開】

- ①生産者、製造業、飲食店、町民など多様な主体と連携し、農畜産物等を活かした特産品開発を推進し、南風原町の特性や独自性を活かした６次産業化に向けた取り組みを支援します。
- ②農業・農地がもつ潤いのある景観の創出や自然環境の保全、教育・体験学習 （食農教育）、学校給食への活用、観光・レクリエーション、農作業を通じた交流や健康増進などの機能を活かした取り組みを推進します。
- ③耕作放棄地や遊休農地の地域町民農園としての活用、障害者等が農業分野で活躍する「農福連携」を推進し、分野を越えた農業の振興を図ります。

（５）スマート農業の推進（新たな施策）

- ①植物工場や AI の導入等、新しい技術を活用したスマート農業の推進を図ります。

２節 賑わい・就労を創る商業、製造業、新規産業の振興

（１）商業、製造業等の既存産業の振興

【めざす姿】

○産官学との連携による商工業の既存産業の生産力の向上や移転立地に向けた支援展開により、持続可能な商工業が創出されています。

【施策の展開】

- ①本町における産業の現状や事業所の支援ニーズについて把握し、実情に即した効果的な産業振興を図ります。
- ②製造業等の技術力向上を図るため、IT の活用、得意分野の連携による新たな商品の開発、産学官民が協力した高度化技術の導入・開発等への支援に努めます。
- ③町内に立地している事業所の業務拡大等に伴う移転については、町内での移転立地に向けた支援に努めます。
- ④工事の発注、物品及び役務の調達等に当たっては、町内事業所への受注機会の増大に努めます。

（２）集積している産業を活かした新たな展開

【めざす姿】

○商工会と連携したイベントや広報活動戦略を駆使し、集積している医療関連産業や印刷関連産業、情報関連産業がより一層活性化しています。

【施策の展開】

- ①医療・健康関連産業の連携やスポーツコンベンション等による新たなビジネス化の支援に努めます。
- ②印刷関連産業や情報関連産業の技術を活かした新たな展開の支援に努めます。

（３）企業の相談・支援、雇用促進

【めざす姿】

○商工会や金融機関をはじめとする関係機関と連携し、企業の経営相談、起業支援、雇用支援を行うことで安定的な経営と雇用が創出されています。

【施策の展開】

- ①商工会と連携した企業の経営改善に向けた相談及び指導、各種制度資金の活用など企業経営の安定化に向けた支援に努めます。
- ②無料職業紹介所については、町内企業及び町民等への周知を図り、雇用機会の提供及び企業支援に努めます。また、産学官民連携による新規入職者の育成を図ります。
- ③起業希望者については、商工会と連携して相談・制度活用に関する情報提供を推進するなど、起業支援に努めます。

（４）企業進出の環境整備

【めざす姿】

○戦略的な企業誘致を促進するため、経済特区エリア等の環境整備が進んでいます。

【施策の展開】

- ①本町の産業構造等の特性を踏まえて、戦略的に誘致すべき企業のあり方や進出希望企業に対する産業用地の確保（土地利用の見直し）など環境整備の方策を検討します。

3節 地域の連携で創る観光の振興

（１）観光振興計画の着実な推進と体制の強化

【めざす姿】

○町民全体でホスピタリティー意識の醸成を図り、着実な観光の推進と体制が築かれています。

【施策の展開】

- ①観光振興に係る推進体制の強化をはじめ、新たな魅力づくり、滞在型観光を目指した環境整備などの施策を計画的に実施します。
- ②地域と連携して、観光に携わる人材の育成に取り組めます。
- ③町民に対して、観光資源の情報提供をはじめ、まち歩きイベント開催など本町の観光資源について知って・体験できる機会を創出するとともに、町民も一体となった観光振興に向けたホスピタリティー意識の醸成を図ります。
- ④沖縄観光コンベンションビューローをはじめ、各種観光関連団体や関連企業等と連携を強化し、観光プログラムの設定など広域的な施策の展開を図ります。
- ⑤観光拠点における公衆 Wi-Fi の提供エリア拡充を進め、観光客の利便性向上に努めます。

（２）新たな観光資源の整備・活用

【めざす姿】

○平和学習と農業がリンクした着地型観光など、多種・多様な資源の発掘がなされ、活用プログラムの構築が進められています。

【施策の展開】

- ①風景、モノ、人、集落景観など観光資源カルテを作成し、新たな観光資源の発掘・整備・活用への取り組みを推進します。
- ②町内のスポーツ施設をはじめ、医療機関など集積している産業や農産物を活かした「食」など、本町の特徴ある資源の観光への活用を推進します。
- ③町の魅力ある資源について町民をはじめとして広く意見を募るなど、新たな観光資源の発掘に取り組みます。
- ④高津嘉山から飛び安里初飛翔の記念碑までの遊歩道整備等、新たな観光拠点の整備を検討します。

（３）既存資源の活用・魅力向上の推進

【めざす姿】

○平和学習をはじめ、かすりの里、綱曳き等の地域の歴史・文化・芸能などの観光資源が活用されています。

【施策の展開】

- ①町内の史跡等や優れた景勝地等の活用を図ります。
- ②平和学習をはじめ、かすりの里、綱曳き等の地域の歴史・文化・芸能などの観光資源の活用を促進するとともに、着地型観光プログラムの開発など、観光プログラムの内容の充実化を図ります。
- ③南風原町の名所・史跡など個々の観光資源をネットワークし、点から面への観光プログラムを設定するとともに、緑化や集落景観の形成などのまちづくり活動を通して、町全体の魅力向上に努めます。
- ④所縁のある偉人を活かしたイベントや観光施策を推進します。

（４）観光情報発信の充実

【めざす姿】

○観光推進施設の設置や観光情報コンペの実施等により、積極的に観光情報が町内外に発信されています。

【施策の展開】

- ①観光協会をはじめ、町のホームページ、アプリなどで提供している観光に関する情報の充実化、動画配信サービス（Youtube）など多様な媒体での広報に努めます。
- ②各種イベントの開催、南風原町のイメージキャラクターと伝統工芸の琉球絣を観光 P R ツールとして有効活用するなど、町内外における P R 活動を推進します。
- ③主要な交通拠点周辺（インターチェンジ等）において、観光情報発信施設や特産物の販売ができる観光拠点施設の設置を検討します。

4 節 歴史と伝統を誇る工芸産業の振興

（１）経営環境の改善への支援

【めざす姿】

○各種イベントと琉球絣・南風原花織のコラボレーションにより、伝統的工芸産業の需要が高まっています。

【施策の展開】

- ①伝統工芸産業の自立に向けた総合的な支援に努めます。
- ②伝統的な織物としての技術を継承し、ブランドを維持するとともに、消費者のニーズに対応した需要の高い商品開発及び販路開拓に向けた取り組みを支援します。
- ③町民向けのイベント開催や体験学習など、町民が伝統工芸に親しむことができる環境づくりに取り組みます。

④琉球絣事業協同組合及び観光協会、役場等のホームページやその他媒体を活用して掲載情報の充実化を図り、町民、県内外・海外への情報発信に取り組みます。

（２）後継者育成支援

【めざす姿】

○かすり見本市や体験・学習機会の提供等により、伝統的工芸産業の後継者が育っています。

【施策の展開】

- ①「デザイン・くくり」「染色」「製織」などの各工程における後継者の育成をはじめ、全ての工程に精通したコーディネーターの育成など、伝統工芸産業の将来を見据えた長期的な視点での後継者育成を支援します。
- ②町内の児童・生徒をはじめ、伝統工芸産業に興味のある方に対する体験・学習機会の提供やインターン制度の実施、研修費用の支援など、多様な人材育成及び確保に努めます。

（３）観光関連産業等との連携による展開

【めざす姿】

○観光をはじめとする他産業との連携により、伝統的工芸産業が活性化しています。

【施策の展開】

- ①琉球絣や南風原花織を対象とした滞在型絣織り体験や民泊を活用した他の体験学習との連携など、多様なプログラムづくりに取り組みます。
- ②独自のイベント開催や観光関連イベントと連携した取り組みなど、多様なPR活動を推進します。
- ③観光関連産業をはじめ、異業種、他産地との多様な連携を図り、観光プログラムの開発や商品開発等によって伝統工芸産業の活性化に取り組みます。

まちづくり目標 5 みどりとまちが調和した安全・安心のまち

1 節 安全・安心に暮らせるまちづくり

（１）防災体制の強化と推進

【めざす姿】

○想定される災害に対し、行政・町民・団体・企業が連携した防災体制が整っています。

【施策の展開】

- ①南風原町地域防災計画に基づく総合的・体系的な防災施策を推進し、適時、社会状況を踏まえた見直しを行います。
- ②地域（各自治会）及び学校等における避難訓練等を通し、防災意識の向上を継続的・実践的に推進するため、自主防災組織の設立支援、各自治会での自主防災計画の奨励を進めます。
- ③災害時における避難誘導をはじめ、避難所での高齢者や有病者、子どもへの対応など、平時より点検・調査研究を進め、行政と町民の役割分担や支援する側の潜在的な人的資源の活用など、災害時に速やかに対応できる環境づくりに取り組みます。

（２）地域と協働した防犯・安全体制の確立と推進

【めざす姿】

○防犯灯や防犯カメラが設置され地域と協働した防犯・安全体制が確立されています。

【施策の展開】

- ①防犯灯や交通安全施設の設置など、地域における安全・安心な環境基盤づくりを地域と協働し取り組みま

す。

- ②各自治会や各種団体との継続的な連携、「子ども 110 番の家」登録店舗の活用によるマンパワーの確保と育成を図ります。

（３）減災のまちづくりへの取り組み

【めざす姿】

○自主防災組織活動やハザードマップ設置等の防災啓発により、いざという時のための減災体制が整っています。

【施策の展開】

- ①防災・防犯への取り組みは、普段の地域活動の蓄積や経験が基本となることから、ハードとソフト両面の視点によるまちづくりの調査・研究を進め、関連施策との連携を図ります。
- ②日常的な公園利用や散策ルートなどが、災害時の避難場所や避難ルートになるような災害・非常時に有効に機能するまちづくりに努めます。

２節 快適で文化的に暮らせるまちづくり

（１）緑地の保全

【めざす姿】

○丘陵地や民有地の緑が保全され、緑豊かで多様な生態系が育まれるとともに、人々の感情を豊かにしてくれる風景が創出されています。

【施策の展開】

- ①民有地の丘陵緑地については、都市的土地利用への転用が可能であり、災害・景観等の面から、今後は町独自の指針を策定し、緑地保全地区の指定や保全策のあり方を検討します。
- ②荒廃地及び丘陵地の緑化等による質の向上など、緑地の保全と整備（緑道整備等）に取り組めます。

（２）公園・広場の整備

【めざす姿】

○子どもが遊べる身近な公園をはじめ、防災に配慮した公園など様々な機能をもった公園・広場が整備され、子育てや暮らしの質が向上しています。

【施策の展開】

- ①公園整備については、人口増加に伴い子育て環境や身近な生活環境の面からも地区内の小規模公園・広場の整備（１字１公園・広場）を検討します。
- ②新たな公園・広場の整備や維持管理にあたっては、町民との協働による取り組みを推進します。
- ③公園に遊歩道を整備し、ウォーキング、散策、自然観察など健康的な生活に必要な活動を楽しめる空間づくりを進めます。

（３）水辺空間の保全・活用及び水と緑のネットワーク

【めざす姿】

○水と緑の生態系としてのネットワークの保全と、水辺へのふれあい機会の創出により、保全と活用が図られています。

【施策の展開】

- ①南風原ダム等のため池や河川等の水辺空間の保全・活用（南風原水辺観光）のあり方について、検討します。

- ②貴重な資源である河川環境改善のため、町民の意識高揚を図り、地域と連携した河川維持管理協力隊（仮称）の組織づくりと機運づくりを進めます。また、関係市町及び団体等と連携して水質浄化に取り組みます。
- ③都市の中における貴重な資源である水辺空間は、周辺環境も含め自然観察・環境教育の場としての活用、蛍・とんぼ等の多様な生態系の創出など、保全・活用に努めます。
- ④親水護岸や広場、河川沿いの緑道の整備を図るとともに、街路樹が整備された幹線道路やかすりロードなど、これまでのストックの利活用について評価・分析を行います。
- ⑤評価・分析を基に、点や線として整備されてきた基盤をネットワーク化し、景観づくりや健康づくりなど多様な波及効果のある施策づくりに努め、利活用に向けて町民との情報共有を図ります。

（４）個性ある美しい住環境の保全・創出

【めざす姿】

○「ひまわり」「本部カンナ」など推進し町民と協働による景観形成が進み、快適な住環境が創出しています。

【施策の展開】

- ①景観づくりの指針となる景観計画を策定します。
- ②道路管理協定等による町民及び各種団体と行政との役割分担、支援のあり方など、協働によるまちづくりに向けた取り組みの充実・強化を図ります。
- ③緑化推進のための助成制度の発展的な利活用に努めます。
- ④生活に密接に関係する生活道路については、狭隘きょうあい道路のアクセス性向上等のハード的に対応する面と、ブロック塀の生垣化などソフト面も含めたきめの細かい対応のあり方を検討します。
- ⑤道路等の公共事業の導入に際しては、高木の植栽に努め、緑陰のあるまちづくりを図ります。
- ⑥津嘉山北地区については、引き続き土地区画整理事業を推進し、地区計画に基づき、快適で利便性の高い良好な市街地環境の形成を図ります。

⑦自然、利便性、快適性に配慮した質の高い住環境の創出を図ります。

（５）都市と農村の調和

【めざす姿】

○広域交通の都市基盤を活かした土地利用が実現し、都市と農村が調和した田園都市が形成されています。

【施策の展開】

- ①新たに市街化区域に編入された地域（喜屋武・本部・照屋等）については、用途地域に応じた土地利用を図り、市街地と農地の棲み分けを進めます。
- ②地域の独自性やオリジナリティのあるまちづくり、新田園都市構想の導入と実現をめざし、地区毎の土地利用のあり方について、地元と協働で取り組みます。
- ③那覇空港自動車道南北ＩＣ周辺地区など、広域交通の都市基盤を活かした土地利用のあり方について、関係者と連携し、取り組みを促進します。

（６）下水道整備の促進

【めざす姿】

○公共下水道（汚水・雨水）が整備され、生活の質が向上しています。

【施策の展開】

- ①公共下水道（汚水）は、土地区画整理事業や道路整備事業等の基盤整備と連携し整備を行い、あわせて人口集中区域の整備を推進します。

- ②公共下水道（雨水）は、土地区画整理事業と連携を図りながら整備を行い、さらに浸水地域について重点的に整備を推進します。
- ③生活排水及び産業排水の適正対策と処理を行うため、近隣市町と連携した排水整備計画の策定、運用を行います。
- ④下水道（汚水）が整備された区域内の各事業所・家庭からの汚水処理については、下水道への接続促進に取り組みます。
- ⑤地域特性を考慮し、合併浄化槽の設置、浄化槽の適切な維持管理の取り組みを進めます。

3節 利便性のよい魅力あるまちづくり

（１）広域交通幹線軸と連携した町内道路交通ネットワークの整備

【めざす姿】

○土地利用と交通ニーズに合った道路が整備され、生活の利便性が向上しています。

○自動車・自転車・歩行者にとって安全安心な道路形成が図られています。

【施策の展開】

- ①広域幹線道路と生活幹線道路との効果的な結節による生活の利便性の向上を図ります。幹線道路の機能と地域・集落内道路を分け、地域内は自転車、歩行者が安全・安心して暮らせるよう、車道・自転車道・歩道の適正配置に努めます。
- ②交通事故の多発する危険箇所、通学路の安全確保については、町民とともに情報把握に努め、関係機関と連携し、危険除去に向けた取り組みを図ります。
- ③自動車交通のみならず、自転車道などスポーツレクリエーションの面からの道路整備のあり方についても検討します。
- ④道路整備による利便性の向上を周辺まちづくりへ波及させるための調査・研究に取り組みます。

（２）公共交通の利便性の向上

【めざす姿】

○利用者ニーズに合ったコミュニティバスを核とした公共交通ネットワークができています。

【施策の展開】

- ①高齢社会への対応、観光客の利用促進、効果的なまちづくりなど、利用者ニーズに応じた利便性の高い公共交通ネットワークの構築を図ります。
- ②町内の路線バスのあり方については、当該事業者との連携を図り、バス停の位置、路線ルートなど、最善の運行形態のあり方について検討します。
- ③L R T等の広域的な連携を必要とする公共交通のあり方については、県や近隣市町との連携を図り検討します。

（３）公共施設等のユニバーサルデザインの推進

【めざす姿】

○すべての人にやさしいユニバーサルデザインを取り入れた公共空間となっています。

【施策の展開】

- ①歩道等公的空間や公共施設のバリアフリー・ユニバーサルデザインを推進します。
- ②通学路等の歩行者優先の道路整備については、保護者や周辺地域住民との協働による実態調査なども踏まえ、沿道の景観づくりや防犯面など、安全・安心で快適な歩行が可能となる環境整備を進めます。

まちづくり目標 6 環境と共生する美しく住みよいまち

1 節 環境への取り組み

(1) ごみ減量化に向けた取り組みの推進

【めざす姿】

○幼少期から食品ロスやごみの減量に関する啓発を行い、町民あがての5 R 活動（Refuse:いらないものは断る、Reduce：ごみを減らす、Repair：修理する、Reuse:再利用する、Recycle：再資源化する）が積極的に行われています。

【施策の展開】

- ① 5 R 活動をはじめとする、ごみの減量化・リサイクル・ごみの分別の細分化などの啓発活動を推進するとともに、ごみの資源化率を向上させるための取り組みを行います。
- ② 事業所へのごみの分別及び減量化、資源化に関する指導に努めます。
- ③ 小中学校の児童・生徒をはじめ、広く町民全体に対してごみ減量化や食品ロスに関する環境学習を推進します。
- ④ 小中学校をはじめ、公共施設におけるごみの減量化、資源化への取り組みを推進します。

(2) 行政・町民等との連携による循環型社会の構築

【めざす姿】

○はえばる版リサイクルループをはじめとする、生産、消費、再利活用のシステムが確立しています。

【施策の展開】

- ① 本町の循環型社会のモデル事業として取り組んでいる「はえばるリサイクルループ」については、町民・事業者・行政の協働により推進します。

(3) 公害及び環境衛生等の対策

【めざす姿】

○公害発生予防、害獣・害虫対策が行われ、生活環境の質が高まっています。

【施策の展開】

- ① 悪臭、騒音などの公害対策については、定時観測と原因追及による対策を実施し、改善に向けた指導に努めます。
- ② 野犬、ハブ、害虫等の対策については、適宜捕獲、駆除等の対応に努めます。
- ③ 不法投棄の防止については、関係機関と連携した広報活動、巡回パトロールなど防止活動を強化します。

(4) 環境保全の啓発と活動の推進

【めざす姿】

○環境学習イベントを通し、省エネ活動や環境保全活動を実践できる地道な取り組みがされています。

【施策の展開】

- ① 環境保全に関する環境学習の開催や情報提供、イベント開催など、多様な手法による啓発活動の推進に努めます。
- ② 各町立学校との連携を密にして、省エネルギー対策活動（フィフティ・フィフティ等）の推進に努めます。
- ③ 家庭や事業所で実践できる環境保全の取り組みや SDGs 勉強会等の各種環境情報の提供に努めます。

行財政計画

1 節 効率的で健全な行財政運営

(1) 効率的な行政運営の推進

【めざす姿】

○PDCA サイクルの徹底により、効率的な行政運営が実施されています。

【施策の展開】

- ① P D C A サイクル（計画⇒実行⇒評価⇒改善）に基づいた事業の実施を推進し、総合計画の施策の実効性を確保します。また、「報告・連絡・相談」を徹底し、業務の円滑な運営を促進します。
- ② 効率的な行政運営や町民サービスの向上を図るため、民間活用の適切な推進と良質な公共サービスの提供に努めます。
- ③ 社会情勢の変化や多様な町民ニーズ、新たな行政課題等に柔軟に対応できるよう、組織の改編や行政機構の見直しを行います。
- ④ I C T を活用し、住民票や戸籍などの手続きの簡素化等を図るなど、効率的な行政運営に努めます。

○PDCA（計画・実行・評価・改善）の考え方で、事業の効率を高める

○「報告・連絡・相談」を徹底することで、業務の円滑な運営を促進する

(2) 健全な財政運営の推進

【めざす姿】

○予算の計画的な執行、維持管理を見据えた公共施設の整備等により、健全な財政運営となっています。

【施策の展開】

- ① 総合計画の実施計画に基づき、予算の計画的かつ厳正な執行を図ります。
- ② 公共施設の新設・維持・管理の無駄な支出を抑え、健全な財政運営を行います。なお、設計段階においては、長期的な視点から公共施設の長寿命化や維持費を最小限に抑える設計をし、支出の軽減を図ります。
- ③ 健全な財政運営に向けて、自主財源の確保をはじめ、事務経費の削減、適正な職員配置と事務事業の効率化などの取り組みを推進します。

(3) 広域行政の推進

【めざす姿】

○ごみ処理や消防、道路の整備などをはじめ、関係市町村や国・県などの関係機関と広域連携が進み、効率的な社会基盤の整備が進んでいます。

【施策の展開】

- ① ごみ処理や消防など多様な広域行政の連携を推進するとともに、共通する地域課題の広域的な取り組みに努めます。
- ② 市町村間の連携だけでは対応が難しい課題については、国や県等との広域連携を行うなど、課題解決に努めます。

(4) 職員の人材育成

【めざす姿】

○職員の資質や職務の専門性を高める研修等の充実により、町民の意見を取り入れ行政課題解決に積極的に取り組む職員が育っています。

【施策の展開】

- ①「南風原町職員人材育成基本方針」に基づき、職員の資質や専門性を高める研修の充実を図り、様々な地域課題について町民と向き合い政策づくりを担う人材育成に努めます。

3. 添付資料

添付資料－ 1 南風原町まちづくり住民会議の開催経過

部会名	会議の回数 会議の開催日	担当分野
全体会議	第 1 回 令和 3 年 9 月 22 日	会議の役割とスケジュール及び総合計画の構成
自治・行財政・教育文化・健康福祉部会 【委員の部会構成は別添部会別名簿を参照ください】	第 2 回 令和 3 年 10 月 12 日	【めざす姿の検討・提案】 まちづくり目標 1 に該当する施策項目【終了】
	第 3 回 令和 3 年 10 月 19 日	【めざす姿の検討・提案】 まちづくり目標 2 に該当する施策項目 まちづくり目標 3 に該当する施策項目 まちづくり目標 7（行財政）に該当する施策項目
	第 4 回 令和 3 年 10 月 27 日	【施策の展開の施策内容の検討・提案】 まちづくり目標 1 に該当する施策項目 まちづくり目標 2 に該当する施策項目
	第 5 回 令和 3 年 11 月 5 日	【施策の展開の施策内容の検討・提案】 まちづくり目標 3 に該当する施策項目 まちづくり目標 7（行財政）に該当する施策項目
産業雇用・都市基盤・環境部会 【委員の部会構成は別添部会別名簿を参照ください】	第 2 回 令和 3 年 10 月 12 日	【めざす姿の検討・提案】 まちづくり目標 4 に該当する施策項目【終了】
	第 3 回 令和 3 年 10 月 19 日	【めざす姿の検討・提案】 まちづくり目標 5 に該当する施策項目 まちづくり目標 6 に該当する施策項目
	第 4 回 令和 3 年 10 月 27 日	【施策の展開の施策内容の検討・提案】 まちづくり目標 4 に該当する施策項目
	第 5 回 令和 3 年 11 月 5 日	【施策の展開の施策内容の検討・提案】 まちづくり目標 5 に該当する施策項目 まちづくり目標 6 に該当する施策項目
全体会議	第 6 回 令和 3 年 11 月 19 日	提案書のとりまとめ

添付資料－２「めざす姿」の討議内容

【まちづくり目標１ みんなで考え、みんなで創るわくわくするまちのめざす姿】

◆1-1-1 町民と行政との情報共有の強化

- 各広報が全世帯に配布されている
- アプリや電子掲示板の活用
- 町や社協の広報紙を声の広報としてそれぞれの HP で紹介されている事の周知。役場窓口や図書館での貸出。見えない人への周知。（環境や設備が整っていてもそれをどう周知するか）
- 子供も見やすい広報紙
- はえばるキャラクタースタンプの制作
- ケアマネ、相談員、地域包括支援センター、民生委員等々に周知。

◆1-1-2 町民ニーズを把握するための広聴制度の充実

- 行政懇談会や議会報告会に参加しやすい時間帯や場所の設定
- 行政懇談会の意見が反映されていないので、反映させる
- 各懇談会や報告会は事前の告知と地域への根回しが少ない（周知と PR が必要）
- ネット配信する
- 町の広報放送が聞こえない地域がある

◆1-1-3 情報化の推進

- 高齢化が進み、電子機器についていけない。聞くは一時の恥聞かぬは一生の恥。時代に乗り遅れないよう高齢者もトライする。
- 南風原町 Wi-Fi が未接続の地域がある（南風原町 Wi-Fi があることを知らない人も多い）
- 情報公開等は町長が理解し実行できるように説明が必要
- 電子申請やマイナンバーは高齢者でも活用できるように分かりやすく説明する。誰でも使いやすい情報の推進。

◆1-2-1 住民自治の確立に向けた学びの場の充実と支援

- 活動主体のニーズに応じた学習機会の場
- 町民が主体となったまちづくり学習会の開催
- 自治会を中心としたまちづくりの学習会の開催

◆1-2-2 公共サービスの担い手の発掘・育成

- 各種団体が停滞していく中で、的確な指導がなされていない。区長さん方の意識が薄い。
- 自治会未加入者でも住民自治に積極的にかけられる魅力あふれる行事等を行う

◆1-2-3 多様な人材の積極的活用

- ひきこもりや過卒の方々の活動・活躍できる環境づくり。就労につなげられるのでは。
- 元気高齢者、シルバー人材の活用
- 南風原シルバーセンターの設立
- 子育て OB による家庭塾、学童、ファミリーサポート
- 学校の学習支援サポートのみのコーディネーターではなく、一般の方の要望を吸い上げて社協等で講座

の開催をすることでボケ防止対策強化へつなげる。（場所の提供を公民館、ちむぐる館）

◆1-2-4 自治会加入の促進

- 転入時に加入案内。区ごとの資源やアピールポイントを周知する
- 住民課の窓口で転入者の受付時に、各自治会が独自作成した案内書を渡す
- 自治会だけでなく子ども会、青年会等加入促進
- 自治会加入促進大会の開催（年1回）
- 愛着のもてる地域像、魅力ある行事
- 各区のQRコードを作成、活用

◆1-2-5 協働のまちづくりの実践

- 子育てについては、こども課、学校教育課、福祉課、保健福祉センター、社協の連携を強化する
- 行政だけに頼るのではなく、住民自らが考え、行動する住民を育成する
- まちづくりに活躍している人を表彰する
- 定期的に情報交換が出来る場（モアイのようなものでもよい）

【まちづくり目標2 きらきらと輝く人が育つまちのめざす姿】

◆2-1-1 家庭教育の重要性の周知

- 基本的な生活習慣、基本的な倫理観の周知徹底

◆2-1-2 家庭教育を考える機会の充実

- 老人クラブと協力して朝の交通安全見守りを定期的実施する
- 各学期に学校公開日を設ける
- 読書や友人付き合いを通して得られる知識、ポジティブな考え方を学ぶ講習等積極的に参加し習得する
- 児童館、学童クラブ等を活用した子供の家庭生活についての親の講座を開く
- 家庭の役割を理解し、地域とつながり活用できるよう講座やレクが充実しています。

◆2-2-1 平和学習及び歴史学習の推進

- 体験者の記録を見られる設備（学校・役場など）
- 戦後生まれが多く、戦争体験談を直接聞くことが難しくなるも、活字で残された史実等を通して実態を知る努力をする
- 南風原町の戦争体験者の記録をアーカイブ映像で保存する
- 文化センターを中心に町外・県外の学校へのWEBによる平和学習の推進
- 文化センターの展示が10年を経過したことにより、展示内容のリニューアルをする

◆2-2-2 国際交流の推進

- 若いころに体験した出来事はインパクトが強く残っているので、社会に出て、より広い視野で物事を捉えることが出来る。多くの生徒に友好都市との交流機会を与えてほしい。コロナ禍でここ2か年は残念。
- ウェブで交流
- Web等を活用し、オンラインホームステイができる

◆2-2-3 学び・体験・交流の場や機会の充実

- 教師はもっと地域の行事に子ども達がどのように関わっているのか知ってほしい
- はえばる大学を受講した生徒が次のステップに行けるよう、2年生、3年生と上級へ広げる
- 地域の大人が子ども達と一緒に諸行事に参加してほしい
- 老人クラブ、シルバー人材センターとタイアップして高齢者の持っている技術の伝承を図る
- 子ども達の交流の場として自治公民館を開放してほしい。そこに資料を見られるようになれば。

◆2-2-4 文化・伝統・芸能等の保全・継承・活用

- 伝統文化を学ぶ児童・生徒の演舞（武）を積極的に観る機会を作り、誇りの持てる継承へと導く
- 現在ある南風原町指定文化財の現状と今後の運用の見直しを図る
- 伝統文化の継承のために他支部との交流に子ども達を参加させる体験の場を設ける
- 金城哲夫資料館の活用

◆2-2-5 スポーツ・レクリエーションの振興

- 桁下のスポーツ施設の見直しと活用を図る
- 町民参加型のスポーツイベントやレクリエーションを通して、和気あいあいと交流し、笑顔あふれる一体感を持つ。コロナ禍でより強く感じる。
- 学園祭（学校単位）

◆2-3-1 豊かな心と健やかな体を育む学習内容の充実

- 教育委員会と社協の福祉教育担当の連携強化
- 自分を大切にできる「命の授業」や自分の体を知るためのヨガ等を含む「体の授業」が行われています
- あつまれどうぶつの森
- 静と動を区別したモンテッソーリ教育で、幼稚園から学校への移行をスムーズにする
- 生の舞台（演者の顔が見える）幼少期から見せることで情緒豊かな人材育成に繋がる
- 福祉教育は小学校から社協と協力して時間を設定する

◆2-3-2 子どもたちの心身の健康づくりと安心して学ぶ環境づくり

- 安心して学ぶために必要な「心と体の状態」がどうか、関係者が十分に理解しています。
- 学校で朝ごはん
- 登下校の見守り、退職教員や大学生による学習支援サポート等充実し、恵まれた環境にあるのでは。経済的に厳しい家庭の児童生徒のサポートが足りない。
- 保護者と協力して人を労わる心をもった子供に育てる
- 盲学校があるので、点字の普及活動
- （盲）障害者が利用しやすい飲食店の環境整備（人や建物）
- 児童生徒たちが通学する際の集団登校の復活

◆2-3-3 地域と育む特色ある学校づくりと開かれた学校づくり

- 学校のクラブ活動に町の特産等クラブ（部活）をつくる
- 町内在住の学習支援員が1,000人を越し、正に町民あげでの取り組みとなっている。

【まちづくり目標3 ちむぐくでともにつくる福祉と健康のまちのめざす姿】

◆3-1-1 ともに支え合えるまちづくりの推進

- 小地域福祉ネットワークのボランティアを有償にできないか？
- 福祉のこころ（思いやり、助け合い）を地域の中で育てることで福祉意識の向上
- シルバー人材センターを創設することで、社協のまちづくりサポートセンターを強化する
- 救命講習

◆3-1-2 相談対応の充実並びに各種制度の周知

- 支援が必要な人がいても、個人情報守秘義務の壁があって見つけにくい
- 制度利用が積極的になされているのではなく、他人からの情報提供で最終的に利用することが多い
- アプリ等でフローチャート形式で、どういう資源があるか、どこに相談したらいいか、誰でも分かりやすくなっている
- 専門職を育成しても臨時職員のため、長期に勤務できず、支援者とのコミュニケーションが担当が変われば最初からの取り組みになる
- 支援が必要な人が支援を受けられるように福祉関係における個人情報の開示の仕方を研究して、安心して暮らせるまちにする
- 民生委員、児童委員の活動内容と必要性について、町民に広く理解を求める工夫をする

◆3-1-3 ふれあい・交流・活動の場や機会の充実

- 人材不足は否めない。ボランティアと思うのではなくポジティブに捉えて息の長い活動に続けたい。
- 相談窓口の長期雇用
- 集落内での公民館や空き家を利用しての子供たちの居場所づくり

◆3-1-4 権利擁護等に関する制度の利用促進

- 認知症や虐待などの背景の理解

◆3-2-1 生涯にわたって健康づくりに取り組める体制の整備

- ちむぐく館の無料で利用できる健康器具が充実しているので、天気によらず体力づくりができる。利用者が少ないのは周知不足なのでは？
- 老人クラブや女性会、商工会、青年会等の各団体に呼びかけ、体重の減量コンテストを開催する。

◆3-2-2 予防活動の推進

- 乳幼児期からの発達支援の重要性を知れる機会が増えている（不登校予防）
- 黄金森運動公園を活用してウォーキング等を行っているが、ウォーキング教室を定期的に継続して開催する
- 桁下パークゴルフ場や津嘉山に建設中のパークゴルフ場を活用して町民の健康づくりを奨励する
- 脳梗塞や透析患者にならないためにも、自己管理の徹底を広報する

◆3-3-1 待機児童の解消

- （保育園以外）家庭保育世帯ファミサポを利用しやすく
- 家庭保育者にも支援が行き届いています

◆3-3-2 各種保育サービスの充実

○家庭保育の子も保育園に定期的に預ける

◆3-3-3 安心して子どもを生み育てるための支援の充実

- 親同士が交流している間、子供を預けることができる仕組み（ファミサポ等の有効活用）
- 転入とセットで利用可能なチケット配布
- 産後～回ファミサポ利用チケットをもらえる。その後、利用のハードルを下げる。
- My 相談員がいる。研修をうけた人が登録し、そこから子育て世帯が相談員を選んで、定期的に相談できます。
- 核家族化が進み、子育ての悩みを直に相談できずにいるようなので、定期的な支援ネットワークや交流サロンの開設が重要

◆3-3-4 子どもが安全・安心に過ごすことができる居場所づくり

- 児童館の構成員を増加してほしい
- 児童館の夕食時の開放（子ども食堂、区民食堂の開設）
- 少数受け入れ可能な世帯が居場所として機能

◆3-3-5 貧困の連鎖防止

- 家庭（24h）サポートできる場所の設置
- 貧困の連鎖防止は、親の自覚と貧困についての教育から始まる
- 働きたくても働くところのない親に対して、短期的に働く場所の紹介（職安との関係）
- 就労支援が障害者以外にも充実しています。
- 1日、2日だけでも働ける場所の確保

◆3-4-1 障がい者（児）を支える体制の強化とサービスの充実

- 手足の機能障がいや知的障がい者だけではなく、視覚障がい者が働ける場所が限られている
- 地域の保育園や学校、学童でも受け入れ体制が整っています
- 点字、手話の講習会等を開催して、理解を支援につなげる

◆3-4-2 高齢者を支える体制の強化とサービスの充実

- 就労受け入れの拡充
- 高齢者といえども人材豊富な方々がたくさんおいでなので活用できる体制づくりが期待される
- 老人クラブと連携して高齢者向けの認知症講習会などを開催して理解を深める
- 町内のバリアフリーの調査と改善

【まちづくり目標4 工夫と連携で産業が躍動するまちのめざす姿】

◆4-1-1 農業基盤の強化

- かんがい施設（用水）を整備し、生産性の高い農業
- 土地がないのでできることを完全にする。ロスゼロにする。
- 適した場所に農地を集約化し効率的な生産体制構築

◆4-1-2 農業経営の強化

- 南風原ブランドを作る
- 効率的に安定的に収入がある

◆4-1-3 担い手の育成

- 仕事を好きになって楽しんでもらう
- 副業感覚で気軽にできる農業
- 農業後継者育成
- 高齢者も主婦も参加できる短時間農業育成
- 田園都市（楽しく健康的な）都市農業

◆4-1-4 他産業との連携による6次産業化の推進

- カボチャやヘチマを原料とした商品開発、販売まで一貫した6次産業が成り立っている
- 遊休地等を活用しひまわり畑等花を植える
- ものづくりを活用する。商品開発には予算組が難しい
- 6次産業化が難しくなっている
- 町内のたまご屋とカボチャ農家 etc. マッチングして商品開発

◆4-2-1 商業、製造業等の既存産業の振興

- 事業者はノウハウを実現することがむずかしいから、産官学を活用する
- 企業ニーズに合った立地環境が整備され、活発になっている

◆4-2-2 集積している産業を活かした新たな展開

- イベントや広報活動戦略をうまく使う導線づくり

◆4-2-3 企業の相談・支援、雇用促進

- 担い手不足解消のM&A促進
- 金融機関と連携したビジネスマッチング
- 支援の内容を新たに打ち出す。今ある支援以外でできること。

◆4-2-4 企業進出の環境整備

- 企業誘致のため経済特区エリアをつくる

◆4-3-1 観光振興計画の着実な推進と体制の強化

- 町字での情報を共有して町全体で動く（何をやる？どう動く？）

◆4-3-2 新たな観光資源の整備・活用

- 町外から見た南風原は何にあたるか？（糸満？）
- 平和学習を核としながら農業等とリンクした着地型観光が展開している
- 観光ルート（文化、歴史）、観光情報発信拠点を整備する

◆4-3-3 既存資源の活用・魅力向上の推進

- イベントの在り方、南風原町だからできること。綱引き本番だけでなく、綱づくりに参加するなど。町内ウォ

ーキング。ホスピタルの見せ方。

◆4-3-4 観光情報発信の充実

- 観光推進施設をつくる
- 観光情報プレゼン大会があるともっと見てくれるのでは

◆4-4-1 経営環境の改善への支援

- イベントをうまく使う（クリスマス、ハロウィン、バレンタイン等）

◆4-4-2 後継者育成支援

- かすり見本市を行う

◆4-4-3 観光関連産業等との連携による展開

- 農家さんと連携し、収穫体験を行う
- 観光農園で収穫体験

【まちづくり目標5 みどりとまちが調和した安全・安心のまちのめざす姿】

◆5-1-1 防災体制の強化と推進

- 行政・町民・団体・企業がなにかあった時にスムーズに動けるシステムが出来ている。
- 想定される災害に対し、官及び町民が一体・連携した防災体制が整っている。
- 自主防災組織が整備され、周期的に全体の（テーマを決め）防災訓練を行う
- 障がい者（児）、高齢者も災害時に安心安全の体制が強化されている
- 看板や標識などその場で誰でもわかる工夫と取り組みが出来ている
- 防災イベントを定期的に行い意識が高まっている。
- 各地域で自主防災意識を持って行動することができる

◆5-1-2 地域と協働した防犯・安全体制の確立と推進

- 防犯灯や防犯カメラが設置され地域と協働した防犯・安全体制が確立されている
- 防犯・安全に係る施設や体制が整い、安全性が確保されている

◆5-1-3 減災のまちづくりへの取り組み

- 浸水ハザードマップ等設置している
- 要支援者の避難対策が確立（支援者、避難場所）している。
- 町民が興味を持って自ら参加する仕組みが出来ている（イベントや訓練など）
- 自主防災組織が充実しており、いざというときの行動が可能となっており、減災体制が整っている
- それぞれの役割に応じた災害予防がなされ、減災した取り組みとなっている
- 町内で発生しない災害に対しても、外出先でも対応できる町民となっている

◆5-2-1 緑地の保全

- 丘陵地や民有地の保全策が強化されている
- 多様な生態系と緑の情操景観が創出している

○三大森など丘陵地の遊歩道、緑地を保全し自然学習やウォーキングにも活用する

◆5-2-2 公園・広場の整備

- 災害時に活用出来る公園整備がされている
- 駐車スペースが多い
- 防災に配慮した公園となっている
- 見晴らしがよい公園
- 使う人がルールを守り、壊れてもすぐに直すことができる体制ができている
- 津嘉山公園内に9 m程度のウルトラマンを建立し、親しみと愛着のある公園を目指す。

◆5-2-3 水辺空間の保全・活用及び水と緑のネットワーク

- 町民がより河川に親しむイベント等環境づくりがされている
- 水と緑のネットワーク学習など親しむためのイベントをつくる
- 水と緑の生態系としてのネットワークと、この空間を利用するネイチャートレイルが整備され、保全と活用が図られている
- 川のクリーン活動イベントをつくる
- 川がキレイで活用できて、町民がその環境を守るために地域と協力して保全できる仕組みができている

◆5-2-4 個性ある美しい住環境の保全・創出

- 「ひまわり」「本部カンナ」など推進し町民と協働による景観形成がされている
- クラインガルテンイメージの農園型の快適な住環境が出現している
- 緋や花織を活用したまちづくり（住宅地の景観）

◆5-2-5 都市と農村の調和

- 快適性を重視した農のある街となっている
- 広域交通の都市基盤を活かした土地利用がされている
- 荒地や耕作放棄地が農園として活用されている
- 遊休農地を町民農園として活用。地域のコミュニティーの場とする

◆5-2-6 下水道整備の促進

- 公共下水道（汚水・雨水）の整備がされている
- 生活の質と良好な水環境になっている
- 今後、下水道整備予定集落を対象に公共下水道に接続する為に字費として積立し、接続する為の急務費用に工面が図られると共に接続率向上が図られる。

◆5-3-1 広域交通幹線軸と連携した町内道路交通ネットワークの整備

- 交通事故の多発する危険箇所には注意するよう看板が設置されている
- 土地利用と交通ニーズに合った道路が整っている
- 歩きやすい安全な歩道の整備

◆5-3-2 公共交通の利便性の向上

- コミュニティバスがあり高齢者にやさしい

- 利用者ニーズに合ったコミュニティバスを核としたネットワークができています
- モノレールの整備
- 高齢者が安く利用できる公共交通が整備されている

◆5-3-3 公共施設等のユニバーサルデザインの推進

- 公共施設のバリアフリー化により利便性が向上されている
- 全ての人にやさしいユニバーサルデザインを取り入れた公共空間となっている

【まちづくり目標6 環境と共生する美しく住みよいまちのめざす姿】

◆6-1-1 ごみ減量化に向けた取り組みの推進

- 幼少期から学習の強化
- 食品ロス、ゴミをできるだけ少なくする意識啓蒙。処分場の見学など。
- マイタンブラーを推進

◆6-1-2 行政・町民等との連携による循環型社会の構築

- 生産→消費→再活用システムが確立している

◆6-1-3 公害及び環境衛生等の対策

- 害獣、害虫対策がほどこされ、生物による危険性が解消している
- 生活環境の質を高める町となっている

◆6-1-4 環境保全の啓発と活動の推進

- 環境学習イベントを通し実践できる地道な取り組みがされている

【行財政計画】

◆7-1-1 効率的な行政運営の推進

- 庁内での「報告、連絡、相談」を徹底することでお互いの日常業務が把握できる
- 事業や日常業務においてもP D C Aの考え方をもちて実施してもらいたい

◆7-1-2 健全な財政運営の推進

- 補助だけに頼らない町民を育てることが必要
- 施設を創っても多くの施設においてその後の維持管理ができていない
- 設計段階で維持管理を最小限度に抑える工夫が大切
- 財政健全化委員に公認会計士や司法書士等を選任する。

◆7-1-3 広域行政の推進

- サイクリングロード
- 上水道事業を行政へ統合。将来的には広域化を目指す。

◆7-1-4 職員の人材育成

- 地域に出向き、地域と話せる職員の養成
- 提案のできる職員を養成

- コンプリート方式熟知できる研修制度。認定～
- 町外から来ている職員も町内の人間のひとりとしての考えをもてる職員の養成
- 出来ないのではなく、どうしたら出来るか？を町民と一緒に考えられる職員の養成
- さまざまな問題に対応する為に法律等に精通した人材の抜擢採用

添付資料－ 3 「施策の展開」の施策内容の討議内容

【まちづくり目標 1 みんなで考え、みんなで創るわくわくするまちの施策内容】

◆1-1-1 町民と行政との情報共有の強化

- 点字や声の広報
- 広報はえばる、議会だより等の配布方法を検討し、全戸に配布する
- 町広報放送の聞けない地域の解消により情報の共有
- 南風原町 Wi-Fi の未接続地域の解消
- 情報弱者でも行政情報を得ることができるよう、様々な媒体を活用した情報発信
- 広報誌等は見出しのインパクトで惹きつける
- 簡潔明瞭な文体で分かりやすくする

◆1-1-2 町民ニーズを把握するための広聴制度の充実

- ネット配信
- 情報把握のため、その場に飛び込んで地道に掌握していく
- 各地域においてまちづくり学習会の開催
- 行政懇談会や議会公聴会のオンライン配信
- 誰でもコメント（意見）できる

◆1-1-3 情報化の推進

- 登録の仕方についてサポートする
- IT 教室の開催、または民間に開催してもらえるように働きかける
- マイナンバーカードの必要性の発信
- 分かりやすい説明で、電子申請やマイナンバーの普及
- 各種証明書の郵送請求、窓口受取のインターネットでの予約受付

◆1-1-4 新たな「施策の展開項目と内容の提案」

- 町ホームページ、広報はえばるに町民の意見箱の設置
- 議会だよりの発行について、議会が開かれて 2 ヶ月後に発行されているので、翌月の広報はえばると一緒に配布されるため、手元に届くまで 3 ヶ月かかる。
- 情報誌発行までのタイムラグの短縮

◆1-2-1 住民自治の確立に向けた学びの場の充実と支援

- 他市町村や各字の取り組みで、建設的な事業等を広く知りたい
- 町民大学、まちづくり学習会等で住民自治を学ぶ機会をつくる
- クイズ形式のような遊びの中で学ぶ

◆1-2-2 公共サービスの担い手の発掘・育成

- 担い手の育成で発掘して、背中を押して引っ張り出す手もある
- 各自治会が活発に活動できる土壌であってほしい
- 子どものうちからゲーム形式でやりたいこと・してほしいことのイメージの訓練
- 自治会を中心に地域 PTA の復活

◆1-2-3 多様な人材の積極的活用

- シルバー人材センターを設立し、高齢者の持つ技術の活用と伝承
- シルバー人材センターを立ち上げ、公共サービスの担い手の発掘、育成
- シルバー、中卒、色々な年代が関われる環境
- 人材バンクの登録者数が多いが、ほとんど学習支援なのは？ 地域での活用を多めに進め、活性化に繋がると良いのでは！

◆1-2-4 自治会加入の促進

- 自治会へ安易に加入できる手段の構築
- 町内の各団体と協働で「自治会加入促進大会」を開催
- 転入時に世帯に合ったアプリの利用法登録
- 自治会へ新たな参加のしやすい環境

◆1-2-5 協働のまちづくりの実践

- 子ども達にアイデアを出してもらいまちづくりに反映できれば良いと思う
- はえばる大学、まちづくり学習会を通して、自らが考え行動する住民を育成
- 魅力あるまちづくりについて、若い人の声に耳を傾ける

【まちづくり目標 2 きらきらと輝く人が育つまちの施策内容】

◆2-1-1 家庭教育の重要性の周知

- 風通しの良い公園やコミュニティーを利活用して、声をかけあえる環境づくり
- 保育所、幼稚園の時から保護者との連携を取り、「家庭教育に関する講座」を開催する
- 24 時間対応可能な相談窓口（時間に縛られない相談窓口）
- 学校の行事を開放して、学校の現場を理解してもらうイベントを開催

◆2-1-2 家庭教育を考える機会の充実

- 町民全体での声掛けができる地域社会形成
- 基本的な生活習慣について学ぶ機会の充実（早寝・早起き・朝ごはん）
- 学校の行事を開放して、学校の現場を理解してもらうイベントを開催（再掲）

◆2-1-3 新たな「施策の展開項目と内容の提案」

- （家庭教育の重要性の周知）
現状 核家族化や都市化は避けられない実状
提案 通学路となっている近所を通る時「おはよう」「気を付けて」「お帰りなさい」と一言声をかけるだけでも

良い

◆2-2-1 平和学習及び歴史学習の推進

- 日頃からの平和への心構えをすることが大切
- 常日頃より思いやりや労りの心を持って接する
- バーチャル見学（アプリ、サイト）
- 慰霊の日からの平和学習ではなく、常日頃より学ぶ環境づくり

◆2-2-2 国際交流の推進

- 実際に国際交流に行った生徒に体験したことを各学校で発表してもらい、他の生徒にも共有してもらう
- 世界のウチナーンチュ大会の開催を利用して、南風原町出身者との交流をする
- 対面での交流だけでなく、オンラインで手軽に交流できる環境づくり
- 人流を通して、より人材育成に繋げてほしい
- 次代を担う子ども達に、より広い視野を持って社会貢献
- 公民館や児童館を活用し、リモートでの交流会

◆2-2-3 学び・体験・交流の場や機会の充実

- 役場近くにカフェを建てる
- 「はえばる大学を修了して終わり」ではなく、付加価値を付けた取り組みをする（メンバーひとりを講師にして更なる学びの場を展開）
- シルバー人材センター設置により、高齢者の知恵や技術、経験を地域や若い世代に還元する機会の充実
- 南風原文化センターを軸として、修学旅行で来ている学校との交流体験の機会を充実する
- 宿泊施設の設置（様々な団体を招致しても宿泊施設や店舗がないので他市町村に流れる）
- プロジェクターなどを使用し、絵本の読み聞かせ会を定期的にする
- シルバー人材・高齢者等と若い世代の交流

◆2-2-4 文化・伝統・芸能等の保全・継承・活用

- 伝統芸能等を発表する場の創出、拡充
- くがに市場の一角にいつでも伝統芸能や歴史資料が見られるスペースがあると良い
- 各学校で伝統文化を勉強して発表する場を提供する
- 子ども文化祭も一助になっていると思われるが、町内小・中学校の教師に認知されていないと思われるので、生の舞台も町内の子ども達が出演している舞台を観せたい
- 各地域の伝統芸能の後継者の発掘と育成に努める
- 文化財等の保存、再調査等を行い、適切な管理と活用をする
- 学校の部活等で伝統芸能部・伝統工芸部をつくる

◆2-2-5 スポーツ・レクリエーションの振興

- 観光協会とタイアップした取り組みを通して、観光事業に繋げる
- 生涯スポーツを推進して、幅広い年代が取り組めるようにする
- 障がいがある方も一緒に参加できるサークル活動
- 桁下公園のスポーツ施設を整備・充実し、子ども達の健全なスポーツが出来るようにする

◆2-2-6 新たな「施策の展開項目と内容の提案」

- めざす姿 伝統芸能の継承・活用

現状と課題 南風原町は伝統芸能が盛んだが、次世代を担う子ども達への浸透度が低い

提案 運動会でエイサーを踊るだけでなく、普段から三線に慣れ親しむ部活動や音楽授業をする

◆2-3-1 豊かな心と健やかな体を育む学習内容の充実

- 団体登校や学童保育（異年齢集団）の中で培われる生きる力を育む
- 基礎学力向上に向けての学習支援の導入
- 福祉教育に向けての社協との連携
- 幼児期からの食育の実施
- 歌やゲーム感覚で手話や外国語を取り入れ学ぶ

◆2-3-2 子どもたちの心身の健康づくりと安心して学ぶ環境づくり

- 居場所づくり
- いじめの無い環境づくり
- ICTを活用した授業を実施できる環境整備
- 家庭・学校・地域が連携して、子ども達が安心して過ごせる居場所づくり
- 24時間相談できる環境づくり

◆2-3-3 地域と育む特色ある学校づくりと開かれた学校づくり

- 指導要領に沿ったカリキュラムに対して、意見を出せる体制づくり
- 盲学校の生徒と交流し、点字・手話を学ぶ

◆2-3-4 新たな「施策の展開項目と内容の提案」

- 学習支援員の立ち位置

現状と課題 塾や習い事に通えない児童・生徒にあくまで導入と捉えて臨んでいる（基本すら身につけられない）

提案 作品づくりに重きを置いているので、出来れば基本をしっかり履修してひと作品づくりをする

【まちづくり目標3 ちむぐくでともにつくる福祉と健康のまちの施策内容】

◆3-1-1 とともに支え合えるまちづくりの推進

- 福祉関係団体だけではなく、一般企業（飲食店など）とも連携する
- 町のアピールの為に「壁画プロジェクト」を計画し、子ども達に作業の手伝いをさせる
- シルバー人材センターの設置で、高齢者の健康づくりや、町民の日常の困り事の相談等、町が社会福祉協議会のまちづくりサポートの強化
- 息の長いボランティアの育成が必要、ポジティブに捉えて活動する

◆3-1-2 相談対応の充実並びに各種制度の周知

- 社協や役場の相談員の継続雇用（5年で雇用終了となるため）
- 民生委員・児童委員の活動内容やその必要性について、町民に広く理解を求める工夫をして、住みやすいまちづくりをする

- 福祉関係に関しては、個人情報守秘義務の扱いについて検討し、支援の手が届くようにする
- 地域における民生委員・児童委員の担い手不足。自ら手を挙げ辛いので、字単位で推薦していく

◆3-1-3 ふれあい・交流・活動の場や機会の充実

- 小地域における福祉活動は、町民全体の福祉活動の充実、人材の確保や組織体制の強化の支援を行うことで継続、発展を図る
- 2年にわたるコロナ禍により養成講座が開けない。常日頃から関係者が人材発掘に心掛ける

◆3-1-4 権利擁護等に関する制度の利用促進

- 「権利擁護週間」などを作って、人権について知ってもらう機会を作る
- DV・虐待についての周知。周りの人がDV・虐待に気付き通報できるように周知する
- 相談窓口の認知がなされていない。公用車を用いて広報活動をする事で、周知徹底に繋げる（定期便だと効果大）

◆3-1-5 新たな「施策の展開項目と内容の提案」

- 施策（3）ふれあい・交流・活動の場や機会の充実
 - （追加提案） ボランティア養成講座の充実により、意識の啓発
 - （提起） 講座を受講するも、実践活動に結び付かないのはなぜ？
 - （提案） 講座が難しいと感じ、気後れするのでは。もっと実践的なカリキュラムにして、即活動に繋がらないか、また意識の啓発も重要

◆3-2-1 生涯にわたって健康づくりに足り組める体制の整備

- 町内の各団体と連携して、身体づくりコンテスト等のイベントを開催し、町民の健康づくりを図る
- 生涯スポーツを活用したスポーツ大会の実施
- 公共施設の健康器具の使用にコロナ禍の影響が大きい。土・日・祝日は利用できず、平日はPM5時までと、仕事をしている中高年層の利用ができない。自由な活用が待たれる

◆3-2-2 予防活動の推進

- 小・中学校で生活習慣病についての学習会を実施
- 各字、老人クラブ、女性会などへの生活習慣病の講習会等を粘り強く継続開催して、生活習慣病の予防に努める
- 桁下パークゴルフ場や津嘉山パークゴルフ場の活用によって、町民の健康づくりに努める
- 黄金森陸上競技場等を活用した、ウォーキング教室等を継続的に開催して健康な身体づくりを図る
- 特定健診受診率向上の為の周知。ポイント付与の拡充
- 町健診の受診率が悪いのは、毎回の病気報告があり、煩わしく感じるから。また、結果説明会の予約が健診後あり、耳が痛い予防策の提示がある為ではないか？「国保加入者のみ」なのも疑問

◆3-2-3 新たな「施策の展開項目と内容の提案」

- （1）生涯にわたって健康づくりに取り組める体制の整備
 - （めざす姿） 公共施設等を活用した健康づくり環境

（現状と課題）限られた時間利用の為、器具の無駄が目立つ。マッサージ器具が有料（15分 200円）
な為、経済的に負担
（施策内容の提案） 平日PM9時までの使用や、週末のPM5時までの使用可能や、ワンコインの
100円なら利用しやすいと思う

◆3-3-1 待機児童の解消

- 施設の充実、保育士の確保等、保育環境の充実を図り、待機児童の解消に努める
- 保育施設の充実。地域の公民館や児童館を利用して、異年齢集団で集いの場を作る工夫（学童クラブのような）

◆3-3-2 各種保育サービスの充実

- 子どもを産んで、働き口を探すまでのサービスの充実（働いていないと保育園に入れきれないけど、子どもがいながら働く場を探すのは難しい）
- 週一で時間制限がある子育てサロンだけでなく、遊び場として集える公園が各字にあれば保育しやすい

◆3-3-3 安心して子どもを生み育てるための支援の充実

- 町社会福祉協議会が実施しているファミリーサポートを充実強化して、家庭における保育の負担を軽減する
- ファミリーサポートセンターの有効活用（お試しチケットなどの配布）
- 通院・入院の無償化は子育て世代にはありがたい。女性健診の重要性の周知。

◆3-3-4 子どもが安全・安心に過ごすことができる居場所づくり

- 学童保育の充実を図り、放課後の子どもの安全・安心な居場所を確保する
- 退職教員等を活用し、見守りをしながら勉強も見てもらえる居場所
- ドリームコートの有効活用（整備されていない所に公園みたいに遊具があれば、少しの雨も凌げるし最高！）
- 児童館や各地域の公民館を夕食時（7時～8時）まで開放する

◆3-3-5 貧困の連鎖防止

- 短期間でも親が働ける職場を確保し、貧困の脱却を援助する
- 採用募集状況の一覧表があれば就労に繋ぎやすい
- 箱物のお稽古事や塾に通えない児童・生徒に基礎学力だけは付けてあげたい。

◆3-3-6 新たな「施策の展開項目と内容の提案」

- （4）子どもが安全・安心に過ごすことができる居場所づくり
（追加提案） 児童館・学童クラブ等、身近な所に放課後子どもが遊び、学べる居場所がある
（課題） 児童館は、北宮平・兼城・本部・津嘉山のみで、遠い地域の子供達の利用が難しい
（提案） 地域の公民館の図書館等の開放（PM7時頃まで）異年齢で集えば教え合う事もできる

◆3-4-1 障がい者（児）を支える体制の強化とサービスの充実

- 町内のバリアフリーの調査改善をし、障がい者も安心して住めるまちづくりをめざす

- 点字講習会や音訳ボランティア講習会を開催し、障がい者も充実して暮らせるまちづくりをめざす
- 障がい者やその家族が気軽に相談できる環境の整備
- 歩道の整備を進める
- 町社協の利活用、障がい者（児）への「おもいやりの心」の教育の徹底

◆3-4-2 高齢者を支える体制の強化とサービスの充実

- 居場所、交流の場に行くことができない（交通手段がない）高齢者への送迎サービス
- 要援護者台帳の整備と利活用
- ミニデイや高齢者サロンの充実、認知症の理解を深めるための普及・啓発

◆3-4-3 新たな「施策の展開項目と内容の提案」

- （2）高齢者を支える体制の強化とサービスの充実
（めざす姿） 高齢者が住み慣れた地域で活躍し、生きがいをもって暮らせる
（課題） 能力に長けている高齢者は多数いる。上手く利活用されていない
（提案） 社協で趣味の講座として書道や絵画教室等が持てると良い。ボケ防止にも繋がり、展示会へ足を運び、観て頂くのも良い

【まちづくり目標 4 工夫と連携で産業が躍動するまちの施策内容】

◆4-1-1 農業基盤の強化

- 優良遊休農地の効果的な利用を図る
- 農業委員会主導で、農家（所有者）の承諾を得たうえで、集団化した優良遊休農地の利用について、民間企業等に対しネット公募し、優良遊休農地の再生を図る
- 農業排水の未整備の継続的な整備
- 農地の集約化
- 人・農地プランの作成と実行

◆4-1-2 農業経営の強化

- 農産物のブランド化
- 農業者の研究会の発足

◆4-1-3 担い手の育成

- 県認定農業士の育成
- 優良農家へのインターン制度の充実（技術移転）
- 企業の農業経営への進出
- 生産技術に関する情報共有や、農家同士の交流機会を多くつくる
- 就農相談員、就農アドバイザー

◆4-1-4 他産業との連携による6次産業化の推進

- 教育・体験学習の場として食農教育の実施
- 学校給食への活用
- 農業体験学習

◆4-1-5 新たな「施策の展開項目と内容の提案」

- 農業の工場生産化（AI の導入など）
- 耕作放棄地、または遊休農地を活用し、地域町民農園として活用、また、農福連携で有効に活用する

- ◆4-2-1 商業、製造業等の既存産業の振興
 - IT を活用する
 - 企業体質の強化
 - 得意分野の連携による新たな商品の開発

- ◆4-2-2 集積している産業を活かした新たな展開
 - 印刷に3D の導入による拡充

- ◆4-2-3 企業の相談・支援、雇用促進
 - 産官学連携による人材の育成（新規入職者の育成）
 - 支援制度の紹介、活用勉強会の開催
 - 全ての求職者が働ける雇用機会の提供

- ◆4-2-4 企業進出の環境整備
 - 新たな企業が進出できるような土地利用に係る用途地域の見直し

- ◆4-3-1 観光振興計画の着実な推進と体制の強化
 - 重点取り組みに集中した協会、関連企業の結集
 - 子どもから高齢者まで、得意分野を活かしたインストラクター（案内・説明等）の育成
 - 南風原町の Wi-Fi の強化

- ◆4-3-2 新たな観光資源の整備・活用
 - 物・自然・人物等、全ての資源カルテの作成
 - 三大森である高津嘉山に飛び安里も含めた遊歩道を整備
 - 観光発信施設の整備

- ◆4-3-3 既存資源の活用・魅力向上の推進
 - 南風原町ならではの着地型観光プログラムの開発
 - 南風原町の名所・史跡などを周遊できる観光ルートをつくる
 - 歩道等も計画的に整備し、体験型観光ルートを整備する
 - 金城哲夫資料館の活用
 - 朽下の活用
 - ウルトラマン博物館の整備
 - 飛び安里の活用
 - 南風原町に関連したキャラクターを観光に活かす

- ◆4-3-4 観光情報発信の充実
 - 交通の要所（南風原南インター）に観光情報発信や、特産物の販売ができる施設拠点をつくる

- YouTube 等へ動画の掲載
- プロモーション活動の積極展開

◆4-4-1 経営環境の改善への支援

- 新たな商品デザイン化
- ブランド化の推進と新たな市場開拓

◆4-4-2 後継者育成支援

- インターン制度の充実と、研修費用の支援

◆4-4-3 観光関連産業等との連携による展開

- 異業種連携によるプログラム開発、商品開発

【まちづくり目標5 みどりとまちが調和した安全・安心のまちの施策内容】

◆5-1-1 防災体制の強化と推進

- 各自治会で主催し、自治会と区民と協力し防災訓練の実施
- 各自治会での自主防災計画の奨励
- 南風原の全団体に防災体制を取ってもらう
- 地元の消防団活動が活発
- 地域ごとにテーマ設定し、行政も一体となり防災訓練を行う。できるだけ自主防災組織を立ち上げる
(※地域ごとに防災の課題が違う)

◆5-1-2 地域と協働した防犯・安全体制の確立と推進

- 子ども 110 番登録店舗のマップがある

◆5-1-3 減災のまちづくりへの取り組み

- 災害発生に応じたりスクによる対策を講じる

◆5-2-1 緑地の保全

- 民有地の開発に伴う町独自の指針作りの策定
- 緑地保全対象区内での個人墓の開発に伴う町独自の指針作りの策定

◆5-2-2 公園・広場の整備

- 集落内での字有地を利用した小規模な公園整備（1 字 1 公園・広場）
- 町角ミニ公園、全町公園化を目指す
- 公園に遊歩道を整備しウォーキング、散策、自然観察をできるよう標識も増やす

◆5-2-3 水辺空間の保全・活用及び水と緑のネットワーク

- 行政と企業とが連携し、南風原ダムを活かし、集客できるような水辺観光ドリームの再生整備（南風原、与那原、西原）
- 河川に位置する地域と連携し、継続的かつ定期的な維持管理（行政だけでは限界がある）
- 地域での河川維持管理協力隊の組織づくりと機運づくり

- 河川の水質調査を定期的に行い、子ども達が水辺で親しむ居場所づくり
- 字山川のある親水護岸の清掃（中学生、地域自治会）
- 水と緑の連なりによる多様な生態系の創出
- 学校教育の中で、地域の自然（水辺環境）など学ぶ時間を作り、子ども達（親）が河川に親しむ
- 水環境に配慮した水源涵養（カンヨウ）と河川の保全

◆5-2-4 個性ある美しい住環境の保全・創出

- 自然、利便性、快適性に配慮した質の高い住環境の創出

◆5-2-5 都市と農村の調和

- 新田園都市構想の導入と実現
- 市街地と農地の棲み分け

◆5-2-6 下水道整備の促進

- 生活排水及び産業排水の適正対策と処理

◆5-3-1 広域交通幹線軸と連携した町内道路交通ネットワークの整備

- 児童生徒達の目線による通学路の安心・安全の為に点検と、その整備に向けての計画立案
- 土地利用に応じた交通網の整備
- 車道、自転車道、歩道の適正配置
- 事故軽減の交通規制や交差点の改良
- 幹線道路の機能と地域、集落内道路を分け、地域内は自転車、歩行者が安全・安心して暮らせる道路形成にする

◆5-3-2 公共交通の利便性の向上

- 利用者ニーズに応じた利便性の高い公共交通ネットワークの構築
- 外来者や観光客なども利用しやすい公共交通の整備

◆5-3-3 公共施設等のユニバーサルデザインの推進

- 全ての歩行者が安心・安全で快適な歩行が可能となる環境整備（歩道・街灯）
- 現歩員の現況調査を行い、改築可能な歩道は歩行者が安心・安全な歩道に改善する
- 心や情報に関するバリアフリーの推進
- 高齢社会や、障がい者に対応したユニバーサルデザインの推進（利用の高い施設から）

【まちづくり目標6 環境と共生する美しく住みよいまちの施策内容】

◆6-1-1 ごみ減量化に向けた取り組みの推進

- 食品ロス、ごみ減量に取り組む南風原町とアピールする
- 徹底したゴミの再資源化
- ゴミ分別の細分化と再資源化の流れをつくる

◆6-1-2 行政・町民等との連携による循環型社会の構築

- リサイクル料を数字にして、毎月町民に訴える
- 生産から消費、再利活用のサイクルを確立する

◆6-1-3 公害及び環境衛生等の対策

- 啓発と見守りの徹底
- 観測と原因追及による対策

◆6-1-4 環境保全の啓発と活動の推進

- 町民対象とした SDGs 勉強会、各種環境意識した取り組みをしている
- 環境学習の充実（子どもから大人まで）

【行財政計画の施策内容】

◆7-1-1 効率的な行政運営の推進

- PDCA（計画・実行・評価・改善）の考え方で、事業の効率を高める
- 「報告・連絡・相談」を徹底することで、業務の円滑な運営を促進する

◆7-1-2 健全な財政運営の推進

- 施設の維持管理を徹底して無駄な支出を抑え、健全な財政運営を行う
- 設計段階で維持費を最小限度に抑える設計をして、支出の軽減を図る

◆7-1-3 広域行政の推進

- 目的が重複する一部事務組合の統合

◆7-1-4 職員の人材育成

- 職員の資質や専門性を高める研修の充実により、町民と向き合い意見を取り入れ行政問題解決に積極的に取り組む職員を育てる
- 民間企業との人事交流